

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第 1 1 回

1 . 日 時 : 平成 25 年 8 月 19 日 (月) 13:00 ~ 17:25

2 . 場 所 : 環境省第一会議室

3 . 議事次第

1) 国内措置のあり方に関する論点整理について

2) その他

4 . 配布資料

資料 1 国内措置のあり方に関する論点整理について

5 . 出席者

(委員)

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

(関係府省)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

(事務局)

環境省 : 星野自然環境局長、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多様性施策推進室長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、中澤課長補佐、柴田企画官、中島課長補佐、泉課長補佐、辻田係長、笠原係長、浅原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング : 森口主任研究員、西田副主任研究員、菌専門研究員

ノルド社会環境研究所 : 市村研究員

6 . 議事録

開会

中澤補佐 予定の時間が参りましたので、ただいまより、第 11 回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加いただき大変ありがとうございます。

初めに、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料 1 の「国内措置のあり方に関する論点整理について」のみでございます。それ以外に、3 人の委員の方々から資料をいただいています。小幡委員からいただきました「国内 PIC について」、これは前回お配りしたものと同じものです。それから、本日ご欠席の北村委員、西澤委員からいただいているものです。

論点整理表につきましては、前回同様、事務局案を事前に各委員に電子情報でお送りして、内容についてご確認をいただいた上で作成しています。机上に、前回同様、これまでの資料、生物多様性条約や名古屋議定書に関する情報をまとめた資料をご用意しております。お持ち帰る際には事務局にお声かけいただいて、次回検討会にお持ちいただければと思っております。

本日は、先ほどご紹介した北村委員、西澤委員に加えまして、足立委員が欠席と聞いております。二村委員は遅れているようです。

それでは、磯崎座長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

磯崎座長 こんにちは。今回も、これまでと同様に、6 時までという長い時間で予定していますので、暑い中大変ですが、よろしく願いいたします。適宜、これまでと同じように途中で休憩を入れる予定で考えています。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、初めに、前回は振り返って、それから、今日の進め方について、それでは事務局から説明をお願いいたします。

辻田係長 前回は、論点表の 5 ページの(3)の「チェックポイントについて」という論点について、10 ページ上部の最後までご議論いただきました。なお、今回お配りしている論点整理表は、前回のご議論を踏まえて追記や修正などをした箇所に下線を引いております。ご議論を踏まえて、いくつか項目の整理も行っておりまして、9 ページの中ほどに「チェックポイントの指定について」というタイトルを追加しています。その次のページの一番上にも「その他」というタイトルを追加しております。

また、9 ページの中ほどには、「チェックポイントからの情報提供」という項目も新たに追加しております。

本日は、10 ページの「(4)不履行の状況への効果的な対処について」からご議論を始めていただければと思います。進行の目安については、事務局としましては、今回でできれば 14 ページの最後までご議論いただければと考えております。

磯崎座長 ありがとうございます。いま、前回は振り返って、それから今日の予定ということですが、説明の中にもありましたように、この資料 1 について、個々の委員の方々に修正、あるいは、追加であったり聞いて、それが反映されたものが今日出されているのですが、その関連で、自分の出した修正とか追加とか、それが反映されていないというような、何かそういうことがありましたら、最初をお願いしたいのですが、よろしいですか。

炭田委員 質問です。その指摘等をする機会はいつ与えられますか。始めですか。それとも、この終

わりのほうですか。

辻田係長 これまでの議論で反映できていないポイントがあれば、いまおっしゃっていただければ。

炭田委員 始まる前に。

磯崎座長 はい。この時点で言っていただいて。

炭田委員 その前に1点確認させて下さい。今日配付されたA3の資料1と、事前に委員あてに電子媒体でお送りいただいた資料1とは、全く同じですか。それとも、もし若干の手直しがあったのであれば、その箇所を言って頂きたいのですが。

辻田係長 7ページに、1点だけ修正を行っておりまして、下線を引いた黒丸の上から二つ目について、事前に配付した資料では、「次の利用者との情報共有に関しては」と書いていましたところを、「利用者間の情報共有に関しては」に修正しています。

炭田委員 それでは、時間をいただいて論点表について申し上げます。

事前に事務局とのやりとりで双方が了解済みの点ですが、その後、私のほうで勉強していたら、少し追加すべきと考えられる点が出てきました。それは私からの新たなコメントとして受け取っていただいて、追加してよろしいですね。

1ページ目、(2)の「適用の前提について」の1番目の黒丸の文の一部修正です。「名古屋議定書に基づくチェックポイント等の」と始まる文章で、「権利・義務関係を満足させる措置を実施している」というくだりの所です。措置の後ろに括弧で挿入を入れまして、「名古屋議定書に基づくチェックポイント等の対象国は、議定書を締結し、その権利・義務関係を満足させる措置（議定書第6条3項、特に3項(e)を満足するABS国内法または規制制度を整備し、かつ、これを議定書第14条2項に基づきABS-CHに公開する措置を含む）を実施している締約国であるべき」と修正して下さい(下線部を挿入)。ここまで書かないと読む人によってはぴんとこないのでは思っています。

次は、4ページ目、一番下の枠の四つめの黒丸の下に、以下の文章を新しい黒丸として追加する。「国内措置は、議定書と他の国際協定や国際文書は基本的に両立し、優先順位は存在しないという原則（議定書第4条）を踏まえるべきである」。

次は、5ページ目、(3)、右欄の第2段落目に小さい見出しで「チェックポイントによる効果的な確認の方法」というのがあります。そのセクションの黒丸の一番下に、新たな黒丸として次の文章を挿入する。「チェックポイントの目的は、遺伝資源の利用のモニタリングと利用に関する透明性の向上を通じて遵守を支援することであり（議定書第17条1項）遺伝資源の利用を取り締まることではない。チェックポイントの機能は、確認と注意、指摘であるべきで、極めて少数の悪意ある利用者への制裁を重視するあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめる措置であってはならない」。

次は、7ページ目、一番上の白丸の第1文、「提供国が日本国内での学術研究について隔々までトラッキングするような域外適用を迫ってきた場合、」の「場合」の次に「に備えて、」という言葉を挿入して、「場合に備えて」として下さい。次に、「域外適用の双務的な原則を主張すべきである」とありますが、これを「国内措置は域外適用の双務的な原則を採用すべきである」と修正して下さい。全文を言いますと、「提供国が日本国内での学術研究について隔々までトラッキングするような域外適用を迫ってきた場合に備えて、国内措置は域外適用の双務的な原則を採用すべきである」と修正する。また、白丸を黒丸に変更して下さい。

次は、同じく7ページ目、一番下の白丸の文です。「EU案では」で始まり、「第10回議事録23頁、炭田」となっている文ですが、これは前回(第10回)の議論を踏まえた追記ですので、全文に下線を入れてください。

次は、10ページ目、一番下の白丸の文、「生物多様性条約、名古屋議定書とも国内での PIC 制度を義務づけるものではない。(第4回議事録18頁)」。

これは発言者の名前が抜けていますが、これは炭田発言と考えますので、名前を入れて下さい。

次は、14ページ目、下から二つ目の白丸の文章ですが、これも、「第9回議事録39-40頁」の後ろに発言者の名前が抜けていますが、上記と同じ理由で、炭田と入れて下さい。

この時点では、以上です。

辻田係長 不備がたくさんありまして、失礼いたしました。ご指摘どうもありがとうございます。

磯崎座長 いまの最初のほうで追加した項目ですが、それも議事録のページとか、炭田さん、わかりますか。

炭田委員 3番目に申し上げた「チェックポイントによる効果的な確認の方法」に関する件ですね。

磯崎座長 はい。いまじゃなくてもいいです。事務局のほうへ。

炭田委員 これは議事録には同じ発言はないと思います。だから、新たに受け付けるという時点で受け付けていただいて結構です。いま受け付けてくださるならそれで結構です。

磯崎座長 はい。今日の議事録でちゃんと載りますから。

同じようなのが、もしそのほかの委員の方で、ございましたら。

(なし)

磯崎座長 よろしいですか。これで受け付けないということではありませんので、今後も気がついたところがありましたら、問い合わせの際に、あるいは、今日のような形で発言をしていただければと思います。

1) 国内措置のあり方に関する論点整理について

磯崎座長 そうしましたら、議事へ入って、前回からの続きの遵守措置に対する対応がされなかったとき、そのときにどうするかということで、10ページの一番左の欄、(4)からです。

それでは、ここについての説明を、事務局からお願いいたします。

辻田係長 前回の最後に、今回、この論点についてご意見をいただきたいポイントを申し上げました。一部繰り返しになってしまいますけれども、もう一度ご説明させていただきます。

日本の国内措置の不遵守に対処するための措置については2種類ございます。一つが、議定書第15条2と第16条2に基づくものになりまして、日本の遵守措置を守っていない利用者の方に対する措置になります。もう一つは、17条の1(a)()の第2文に基づくものになりまして、チェックポイントからの情報提供の依頼に対して、それに応じない利用者の方に対する措置になります。

前者のほうの日本の遵守措置全体への不遵守に対する措置については、これまでのご議論では、過失による遵守措置への不遵守があった場合には、その利用者の方に、その状況を是正するチャンスを与えるべき、そうしたチャンスを与えることなく罰則を適用するようなことは避けるべき、というようなご意見をいただいていた。

今回は、違った観点で、過失ではなく故意の不遵守 わかっていながら守らない、というような利用者の方への対応ですとか、状況を是正するようなチャンスを与えたのにもかかわらず、それに応じないような方への対応についてもご意見をいただければと思います。

また、後者の情報提供の依頼などに応じない利用者の方に対する措置については、まだ具体的なご意見はいただけていないところです。例えば、他の締約国の遺伝資源を使っている利用者の方がいたとし

て、その締約国の PIC や MAT がないのではないかと疑われるような状況があった場合に、その利用者の方から何らかの情報を提供していただかなければ、日本側としては事実の確認もできないということがございます。こうした場合に、どのようにその利用者の方に対応すべきかということについても、ご意見をいただければと思います。

なお、冒頭、北村委員と西澤委員から意見提出があったとお伝えしましたが、北村委員のご意見は、主にこの部分に関するものとなっております。また、西澤委員からのご意見の 1 点目はこの部分に関するものになっています。これらについてもご参照いただきながら、ご意見をいただければ幸いです。

磯崎座長 いま説明がありましたように、特に配付されている北村さんの意見ですね、そこで、1 番、2 番で、どんな措置が、ということをもとめてあります。

いま辻田さんから説明された最後のところですが、前回は実は既に議論になっていて、それぞれの企業ないし利用者が、実際にどのような形で利用または取引を行っているのかがわからないと、という指摘がありました。それにかかわるような、あるいは、それに活用できるような情報を、場合によっては追加的に出してもらうという措置があってもいいのではないかとという論点が前回は出ています。それと、北村さんの、特に後半、2 番で書かれていることは、同じようなことについて触れています。

それから、西澤さんからの意見書の、論点の(5)は次の項目なんですけど、論点の(4)で、同じようなことですが、書かれています。

これらの意見も参考にさせていただきながら、いまの論点、辻田さんが、「前者」、「後者」という言い方でさっき整理をしていたのですが、前者、特に 15 条の 2 項についてです。これは、日本が定める国内措置、それが守られていなかったときにどうするのかです。「後者」と触れていたのは、17 条のチェックポイント、モニタリングとのかかわりで定められる措置で、それについては後で触れたいと思います。

まず、15 条 2 項が触れている、15 条 1 項に基づいて定められた日本の国内措置が守られなかったときにどうするか。この論点で、資料 1 の、いまの(4)のところでも、右側に、その趣旨で既にまとめられています。このまとめられている、特に黒丸項目とのかかわりで、それから、黒丸の項目の中に入っていないことがあれば、とりわけ、そうした観点でご意見をいただければと思います。

炭田委員 この議論を始めるに当たって、最初に、「遵守に関する国内措置の基本的な考え方」を確認すべきだと思います。これは資料 1 の 1 ページ目(1)の冒頭にある論点項目そのものですが、その「基本的な考え方」はこれまで十分に議論されなかったもので、これに関する意見を申し上げます。

まず、政府がすべきことは二つあります。一つ目は、名古屋議定書に基づく国内措置とは何かということを社会に広く知らしめること。二つ目は、遺伝資源の利用者がどのようにすれば海外遺伝資源に円滑にアクセスできるかに関する支援措置とあわせて説明すること。この二つを政府は真っ先にすべきだと思います。つまり、「利用者の責任」を知らしめること。そのとき同時に、こうすればよいという「政府の支援措置も含めた問題解決方法」も知らしめる。この普及啓発が政府の真っ先にすべき基本的なことです。

日本人は勤勉で律儀な国民ですから、政府のルールと仕組みを知れば大多数の人はそれを遵守します。経験上、そう言えます。したがって、基本的な考え方として、「普及啓発が国内遵守措置の第一歩であり、大前提である」という原則があるべきだと思います。このような原則を設定せず、頭から「悪いことをする者を捕まえて、こらしめるのだ」という発想からスタートすることは正しくない。遵守措置を一步一步、基本から積み上げるという発想に立ち、この基本的考え方を確認するべきと考えます。

磯崎座長 そこは、前のほうでも出てきているところですね。それから、後ろの「その他」のところ

でも普及啓発というのも項目として出てきていますので、それと連動させて、報告書としてまとめるときに、そのようなことが含まれるような形で。

炭田委員 そうですね。本検討会の第1回会合の資料7:「国内措置のあり方に関する主要論点について」において主要論点の枠が示されました。この枠が、現在でも、論点整理表(本検討会資料1)の枠そのものです。第1回会合当時はまだ検討会が始まったばかりのため、主要論点の順位の決め方がどうあるべきかという議論はされなかった。それが現在までずっと続いて来たのです。

第1回会合の資料7で6つの主要論点が表示され、その最後の6番目に「その他」があって、その中の最後に「普及啓発」が位置づけられている。普及啓発が極めて低く扱われている、との印象を受けます。そのため、第1回会合において私自身の発言として「(ルールの)普及啓発をまず行い、次に、利用者が(そのルールを)遵守するのが物事の順序である。したがって、この論点の優先順位のつけ方はおかしい」という旨の指摘をしました(事務局配布資料「議事録及び配布資料(第1回 第6回)平成25年3月」の第1回会合議事録15ページ参照)。

ここでもう一度、この基本的な考え方を確認させていただきます。「まず政府による普及啓発があって、国民が国内措置のことを知る。知れば大抵の日本人は国内措置に従う、というのが我々の経験が教えるところである。したがって、遵守に関する国内措置は、そういう基本的な考え方を踏まえるべきである」、という意見を再度、言わせていただきます。

磯崎座長 そのほかの委員の方で、いかがでしょうか。この実施の確保ですが。

炭田委員 なければ続けます。例えば、経済産業省とバイオインダストリー協会は普及啓発を1998年あたりから始めました。最初はそれほど組織だったものではなかったのですが、経験を積んで、2005年から組織的に始めました。ボン・ガイドラインが2002年にできたので、その実施の経験を2年余り積んだのち、2005年から現在まで、条約とボン・ガイドラインに基づいた「遺伝資源へのアクセス手引」による自発的な国内遵守措置を実施しています。これは経済産業省による「支援措置」(海外遺伝資源への正しいアクセスが円滑にできることを支援する措置。相談窓口、情報提供、2国間アプローチ等を含む)を実施してきました。そういう意味で、経産省とJBAでは企業や研究者に対する普及啓発について少なくとも8年間の経験があります。

この経験から学んだことは、日本の企業等による「故意による不遵守」が起こるとは極めて考えにくい、というのが日本の実態である、ということです。

いま申し上げたことは議事録に載るでしょうから、もう一度、申し上げます。「経済産業省とバイオインダストリー協会は、2005年以来、8年間にわたって「遺伝資源へのアクセス手引」という自主的な国内遵守措置、及び、「どのようにすれば円滑に海外遺伝資源にアクセスできるか」という支援措置とを併せて、企業や研究者等に対して全国規模で普及啓発してきた。その経験や日本企業の活動方針から判断して、「故意による不遵守」が起こることは極めて考えにくいのが実態である。したがって、遵守措置の議論をする際には、そのような実態を念頭に置くべきである」ということです。

磯崎座長 炭田さん、いまの場合、「故意による不遵守」というのは、故意による提供国の国内法令の不遵守ですか。

炭田委員 「遺伝資源へのアクセス手引」は、基本的には、提供国の国内法令の遵守及び契約の締結する、ということを奨励しています。それを我々が普及啓発してきて、その「手引」を故意に無視したような企業はなかった。企業はコンプライアンスには非常に神経を使っておられるのが現状ですので、「故意による不遵守」が起こることは極めて考えにくい、というのがこれまでの経験です。

磯崎座長 この論点では、いかがでしょうか。

寺田委員 炭田さんのご意見のように、大企業はそうなのかもしれません。けれども、農業の場合を考えると、従来から慣行的に農家の方が市販の種子を買って、自家採種ということをよくされるのです。つまり自分のところで誰からの許可も得ずに遺伝資源に相当するかもしれないものを交配して増やすわけです。そうすると、PIC もとらないで交配し増やしてオリジナルとは異なる子孫を得るわけなので、そういう大企業ではない一般の方が提供国の規定によっては違反になるという可能性が出てくるわけです。そうした人たちが、そういう CBD や名古屋議定書関連のインターネットサイトなどを見て、これが違反に当たるか当たらないのかとかいうようなことを調査する必要があるとは、ほとんど思われなと思います。各利用者に法律家がいるわけでもないし、かなり難しいと思うのです。

それであれば、やはり市販品種ができるだけ対象にならないとか、対象が非常に限定されて明確になるような、何かそういうような方向で考えないと、日本人が違反しないなどという議論では、うまくいかないのではないかと私は思います。

小原委員 非常に違和感を持ってしまして、遵守ということが出ていますけども、もともになる決め方が何もないわけですね。例えば我々学術の分野だと、これまで非商業利用に関して議論はいただきましたけども、それは最初にどうなるのかわからない状況、あるいは、提供国がどういう国内法をとったりするのかかわからない状況で、遵守しなかったとか、するとかということが、非常にこう、空想の世界になってくるんですね。もちろん、用意はしておかないといけないのはよくわかるし、議論はするんですけども、そもそも、いま炭田さんがおっしゃったように、日本人は非常に真面目なので、学術の分野もそれなりのシステムでやってきて、MTA とかということでやっているの、トレースはできると思うんですね。

そういう中で、私も最後に言わせてもらおうかなと思うんですけど、そもそも論といいますか、これを批准するなど言い出したらまた困ると思うんですけども、そもそも、これ、国内措置をとること自身が本当にいいことなのかどうかということに関しての、当然、メリット、デメリットはありますから、きちっと判断しないといけない、その議論ができていいのかどうか、非常に僕ははっきりしないんですよ。もちろん、それは冷静な議論をしていかないといけないし、多分何もしないと日本は困るんじゃないかという議論もありますから、それはよくわかるんですけども、さらに、いまの段階で遵守しなかった場合というのは、どういう場合が遵守してないのかということが全くわからない。

それからもう一つ言うと、これも多分、うちの鈴木睦昭委員がいたところに発言したと思うんですけども、これが批准されて発効したとしても、提供国の国内法が多分できると思うんですが、じゃ、PIC がずっと出るかということ、そう簡単に出ない可能性もあります。それはシステムをつくるのかもしれませんが、そういうグレーな時間が結構あって、ところが、学術の世界は当然やらないといけないし、当然、共同研究者の相手は一生懸命やってくれると思いますから、あれなんだけど、PIC が本当にとれるのかという心配が非常にあります。そのとき、一応国内措置をつくってしまいますと、PIC をとらないと、当然、それを届けるにしろ、何かしないとイケませんよね。そういう非常に微妙なところが、学術では必ず出てくるというふうに思うんです。多分、大企業は、そういうことは面倒くさいから、もうやめてしまおうとか、そういう動きになっているらしいですけども。

これはちょっと後の話ですから、あまりいま言ってもしょうがないんですが、ここの遵守に関する議論は、いま具体化できないというのは、まあ、そうなんですけども、具体化できないでこれを議論していくのもむなしいなというふうに思うんですね。

だから、さっき炭田さんがおっしゃった、同じことかわかりませんが、そもそもこの国内措置をとるのが本当に妥当なのかどうかという議論を、本当はすべきじゃないかなと私は思っておりますけど

も、ちょっと乱暴でしょうか。いまでなくてもいいのかもしれない。これは論点があるので、それに沿ってやっているというので、私もそれでいいと思うんですけども、遵守に至ったときには、これはしかも、法律にするのかという話もありますし、それは多分学術の世界だと、ちょっとこれは危ないなというふうに思います。最終的にはどこかで決めないといけないと思いますけども、時期尚早だという気がいたしますので、現時点では、かなり時間を置いて啓発をした上で、あるいは、相手国もきちっと PIC をすぐ出してくれることを確認した上でないと、とても議論はできないように思います。

中澤補佐 小原委員からご指摘いただいた、名古屋議定書の締結の意義については、これまでも問題提起をいただきました。こちらでも答えられる範囲ではお答えしたつもりですけれども、いずれにいたしましても、報告書の素案の中に、締結の意義という項目を設けようと思っておりますので、そこで議論をいただきたいと考えています。

それから、いまのお話の中で、提供国の制度ができない中でということですけども、いま考えているのは、名古屋議定書の国内措置ということで、基本になるのは 15 条とか 16 条の話で、非常に単純に言うと、PIC をとること 先ほど炭田委員から補足で、6 条 3 の (e) を実施しているとのことのご発言がございましたけれども、PIC や MAT を発行している締約国では PIC や MAT をとりましょうというのが、名古屋議定書の規定にある。だから、もし締約国の準備ができていなければ、それは 15 条で対応しようということにならないので、おそらく、いまの小原委員のご懸念の点は大分薄れるのではないかなと思うんですけども、基本は、やはり「相手国の」というのではなくて、その 15 条を踏まえて PIC/MAT をとりましょう。それは、相手国の、例えばちょっと極端な例になるかもしれませんが、そういった制度がある以上、それをとらないといけないということは、これまでもご説明をさせていただいて、理解していただいたと思うんですけども、たとえ時間がかかったとして PIC はとらなくてはいいけない。これは国内措置とはまた違う話で、相手国に対して、もし時間がかかるようであれば、締約国会議の中で、もっと早く出すような仕組みを考えてくださいとか、そういうことを言っていく話なのかなという気がします。

小原委員 それはわかります。時間がかかるというところも、現実問題、当然、提供国のほうは国内措置をつくったと言うでしょうから、それはできていますと言うに決まっていますからね。その中で一番困るのは研究者なんです。そここのところに、さらにこの遵守措置、違反措置なんていうことが出てくると、もうこれはやってられないと思いますよ。だから、そこは、我が国の研究者のことを考えたときに、ちょっと軽はずみな議論はできないなという気がするんです。特に遵守のことは、中身がなかったら、どうするんですかね。

もちろん、議論としてはわかるんですけども、学術の立場だと、グレーゾーンがものすごくあって、厳しい気がいたします。

磯崎座長 おそらく、いまの中澤さんの説明ですが、それぞれの国の国内法が具体的にどうなっているかという、それに合わせるかどうかということではなくて、議定書の中に定められている、その国内法令で PIC があるのか、ないのか。MAT について制約がかけられているのか、いないのか。かけられている場合、PIC が義務づけられている場合、その場合は PIC と MAT の範囲内で 15 条 1 項に書かれてあるとおりになっているかどうか。その話であって、具体的にどの程度の厳しさでとか、そこまで考えていないという、そういうことが言いたかったのだらうと思います。

小原委員 どこかのときにも話したと思いますが、例えば罰則とか、法律にするということはそういうことになりますよね。違反したら何らかの処分がある。そういうことを決めること自身が、やはり萎縮をさせますし、研究者は、やる人はやるのかもしれないけど、事務官は非常に真面目ですから、必ず

オーバーアクションをしますから、そういうことはいまの時点ではまず考えないほうがいいのではないかと私は思います。この最初の藤井先生の意見に対して、当然、是正措置はとらないといけないと思いますが、それはそういうことでとどまるのではないのでしょうか。それ以上のことを、最初からするとかいうのは、全く時期尚早だと思います。

外務省 外務省の立場から申しますと、条約の批准のためには、条約上、最低限、批准する締約国に求められている措置というのは講じないといけないということですので、特にこの15条については、as appropriateという規定はないので、何らかの遵守のための措置というのを導入しないといけないと。そこについての措置が時期尚早だと。十分提供国側の国内法令を見た上でないとできないということであれば、それが見揃った上でないと、日本としては名古屋議定書を締結できないと、そういうふうになるということ、あらかじめ申し述べさせていただきます。

それから、別のことについて言いたいのですが……。

小原委員 いまの点は、まさにおっしゃるとおりだと思います。だから、そこはそもそも論として、本当にここで議論をした上で報告書は書かないといけないのではないかとというのが私の意見です。

外務省 別の論点をちょっと提起したいのですが、この不履行の15条2項を中心とするところというのは、もうちょっと細やかに分析する必要があるのかなと。これは多分1項と、その他の規定に従うんですけれども、この不履行に対応する対象となる措置というのはどういうものなのかということ、をきっちり整理しないといけない。そこは、15条1項についても議論があったと思うのですが、とにかくPICとMATがないというようなときという形式的な要件を満たさない場合というのは、明確な不履行になるだろうと。

それから、過去の検討会でも議論があった、MATが、特に提供国側の国内法に沿わないようなMATであったときというのは、この不履行に当たるのかと。

それから、1項には明確にはカバーされないんですけれども、MAT自体は適正であるんですけれども、そのMATに沿った履行がされていないような不履行というものに対しても措置する必要があるのかと。

そういう、形式上明確な場合と、ある程度丁寧にする場合と、あと15条1項上は明確じゃない場合の、どこまで対処するのかということについても議論をしていただく必要があるだろうと。

特に最後の場合ですけれども、MAT自身は提供国側の法令に沿っている場合なんだけれども、それが全く履行されないというようなときというのは、15条2項ということではなくて、3項であるような、協力についてどういう措置があるのかと。それから、MATに沿わない場合というのは、基本的な議定書の精神では、これは私法上の民事の訴訟によって解決するというのが基本的な理解であったと思うんですけれども、それについても、18条において、自国の法制度のもとで訴訟がきっちり提起できるということを確保するというので締約国はやるということになっていますので、それを担保するためにどういう措置を講じる必要があるのかと、そういうようなこともあわせて、名古屋議定書で求めるような、そもそもの目的というように沿うような措置として、我が国としてどういう措置を導入していく必要があるのかということ、を考える必要があるのではないかと思いますので、ここについては、不履行のための措置を講じるというのを対象として、どこまで考えるのかということもあわせて、もうちょっと細やかに検討する必要があるのではないかと思います。

炭田委員 二点あります。一つは、外務省さんの言われた後半の部分に関して、オブザーバーとしてのご指摘だと理解しますが、これは既に前回等で相当十分に意見は交換されたと認識しています。つまり、MATがその国の国内法に従っているかどうかは、利用者がPICの申請をしたときに提供国の権限ある当局がチェックしますから、同じ内容を利用国政府がチェックするという二重手間をかける必要は

ない、という議論は既にされたと思います。契約の不履行という問題ですが、契約の不履行は発生し得るけれども、これは民事の世界でそれを解決するための制度がある。また、議定書第 18 条は、MAT の中に紛争解決に関する規定(例えば、紛争解決の手続きにおいて従う管轄権、準拠法、裁判外紛争解決の選択肢等)を含めることを奨励している。それに従った MAT になっていれば、紛争が起こった時には民事の制度により MAT に書いてある手続に従って進めればよい。つまり、契約の不履行の問題は議定書第 18 条に従えばよい、ということで、これはもう既に議論されたと思います。

二つ目は、小原委員の言われた点です。私は小原委員と同意見です。私も、そもそも学術分野での不遵守に対する措置を議論するには機が熟していない、と思います。

仮想的な状況を想定して、極めて少数の悪意ある利用者への制裁を重視するあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめる措置であってはならない、と考えます。国内措置のあり方は、あくまで実態を踏まえた検討が必要である。現在、18 カ国程度が議定書を批准していますが、その中で、名古屋議定書を満足させた措置を整備した国はまだない、と私は理解しています。提供国の ABS 国内法令を守れと言っても、守るべき前提がないのではないか。ここで、環境省に対するお願いですが、「現在の議定書批准国による ABS 国内法の整備状況の実態」 議定書批准国の ABS 国内法令の整備状況は、実際にはどうなのかということ进行调查し、この検討会で情報共有していただきたいと思います。その実態を踏まえて、確かに何かがあるのなら、それに基づいて議論を積み上げられますが、何もないのであればそれ以上の議論は、仮定の上に仮定を積み重ねた砂上の楼閣の議論になりかねない。まず、実態を踏まえて議論すべきだと思います。ということで、政府として公式ルートで調査していただきたいと思います。

磯崎座長 2 点ですが、最初の点、外務省からの指摘の点ですが、既に 15 条に関連するところで実は同じ議論は出てきていて、15 条 1 項にかかわるところと、今日の 2 項のところ、連動しているので、当然同じような議論になってくるところがあります。

先ほど、杉中さんが整理をされていたように、何の遵守を図るのかということなんです、15 条 2 項が触れているのは、あくまでも日本の措置が守られていないときにどうするかということなので、2 項との関連では、提供国の法令、その違反をどうするかという話ではないということです。ただし、15 条 1 項の国内措置というところで、2 種類というか、議定書の 15 条が、それからさっき中澤さんが説明していたのも重なってくるのですけれども、提供国が法令で PIC を義務づけていたり、それから MAT を制限していたりという、そのときには、それに従っているようにしましょうという内容の国内措置ですね。日本の国内措置で、それが存在しているというのが前提で、それに合っていないときにどうするかということです。そうすると、15 条 2 項でも全く同じことなんです、こういう場合に提供国の法令が定めているときには、PIC と MAT に限定して、それが確保されているようにしましょうという、それが合っていないときにどうするかというのが、15 条 2 項でも当然出てきます。

それから、次の(4)の、下に出ているのは、そのような措置が守られなかったとき、あるいは、これは 17 条のほうと同じになるのですが、17 条のほうで求めているようなモニタリングの方法、どちらについても、日本国内で守られなかったときにどうしたらいいのか。ただ、前半のほうは少し複雑なのですが、それでは、そのときに守られていないということが疑わしい、明らかになったときに、何を求めるのか、ですね。その「何を求めるか」が、この黒丸で既に書かれているのですが、一定の期間を認めて、そのある一定の期間の中で遵守の回復をする、そういうやり方、それが考えられるのではないかと。それ以上のことになると厳し過ぎるというような意見が出ています。

ですから、まず一番基本のところ、提供国の法令に反しないようにしましょう、PIC と MAT に限定して、しましょうという日本の国内措置、その存在、その必要性ですね。それが必要であるという

きに、それに反したときにどうするかという、少し 15 条 1 項に戻ったような形で整理をして、考え方をまとめていく必要があるかと思うのですが、いまのような観点でいかがでしょうか。

炭田委員 第 15 条 2 は、日本の措置に対する不遵守という話であることはわかっています。しかし、日本の国内措置に対する不遵守の議論をする前に、そもそも相手国に ABS 国内法令があってその制度を知った上で日本の国内遵守措置のあり方を議論するという段階がなければならない。その議論の後で、日本政府の定める国内遵守措置に従わなかったらどうするのかという、話につながってゆく。ところが、そもそも相手国に ABS 国内法がないという状況では、そのような論理を積み重ねてゆけない。だから、「議論するのは時期尚早である」というのが実態なのです。

磯崎座長 はい。その論点はさっきから出ているところですね。

一番最初のは要らないという意見はない、という確認でよろしいですか。一番最初というのは、提供国の法令で PIC とか MAT に関するものがあり、そこで何らかの PIC の義務づけがあったり、MAT の制約が書かれていたり、そういうときは、それに合った形で国内で利用しましょうというルールを、国内措置として日本が定める、ということです。

小原委員 いま座長がおっしゃったことに関しては、PIC/MAT をとることはもちろん、もう生物多様性条約で決まっていることですよね。MAT で、先ほどから議論が出ていますが、民事として契約をしておる。それは、違反したら当然裁判になるでしょう、というところでのいいのであって、国内措置というのは、最大限ですよ、PIC と MAT をとったら、それを届け出をすると、どうなっているかということを見えるようにすると。そこまではないのかと思います。それが履行されているかどうかを国が調べるとか、というところは多分できないと思うし、行き過ぎじゃないかと思いますが。

だから、もちろん、やっていないという訴えがあれば、それはしかるべき訴えがあれば、調査をしないといけないというのは別にあると思いますけども、それ以前に、制度として、私たちが何をしているのかをモニターを中身までするというのであれば、それはやり過ぎではないかと思います。そういう意味であれば、です。

炭田委員 「PIC/MAT を守りましょう」というのは、名古屋議定書が初めて規定したわけではない。生物多様性条約の第 15 条に書かれています。また、条約に基づいて、より具体的にボン・ガイドライン(2002 年に採択)に書かれています。条約とボン・ガイドラインに基づいて、経産省とバイオインダストリー協会は「アクセス手引」という自発的な国内遵守措置(自発的ガイドライン)をつくった。その国内遵守措置の骨子は PIC/MAT を守りましょうということです。そして、これを 8 年以上にわたって実施してきた。それは日本にとって有効であった。問題は、名古屋議定書の下での国内遵守措置については、日本の 8 年以上の経緯を踏まえ、現在の実態を認識した上で、「どのようなことが次のステップとして適切なのか」を議論すべきだということです。

磯崎座長 いま炭田さんが触れたことで、「JBA と経産省の間で」というのが、おそらく政府全体のレベルへと格上げというか、そのもとになるところが変わるとい、おそらくそれが一番大きな違いになるのかなと思います。

ですから、あとは、そういうときに、それに合っていない場合、そのときにどうするのか。既に小原さんからの意見もそうですが、それがはっきりしたからといって、その後、具体的に何らかの是正を義務づけるような措置までとらなくてもいいというのが片方にあるのかと思います。

例えばですが、配付されている北村さんの意見書だと、そこで何らかの調査をしたり、その上で是正を求めるとい、そういうことが考えられる。あるいは、既に出ている黒丸の中でも、これはさっきも同じことが出たのですが、ある一定期間が認められて、そのある期間内で是正ができるという、そ

うやり方にすべきであるという意見、これも出ています。

そういう、いまのような仕組みとのかかわりで、ほかに何かご意見。どうぞ、寺田さん。

寺田委員 PIC/MAT をとる義務があるということはわかるのですが、市販品種を使うことも該当するというようになってくると、先ほども申し上げたように、農家さんがそれを使って自家増殖を普通にやっていることが問題となる可能性が考えられます。それは世界中の農業者でやっているわけなのですけれども、そうした遺伝資源に該当するときに、世界中の各農家さんが一々PICを提供国からとるのかということになります。このようなことは殆どの方が多分なさらないだろうなと思います。このため、事前に対策をとらないと、大量に犯罪者が生まれてしまうような気が致します。そういうような措置を全くとらないで、こういうふうに国内措置を決めると、非常に片手落ちというか、問題になると思うのですね。

炭田さんのご意見のように、わりと大きな企業だけでやっていて、オリジナルの遺伝資源がそのまま最終商品にまで行くというものはシンプルにいくと思うのですけれども、我々がやっている育種は、子孫が次々と生まれてきます。子孫なので、オリジナル遺伝資源そのものではなくて、違うものなのです。そうなってくると、この前も言ったように、このように違うものなので、血縁関係の有無を証明するといっても、結局形態を見てもわからないので、育成経過記録によるとか、分子生物学的に SSR 遺伝子とか、そういうものを用いて検定するとか、とても複雑なことになってくるわけです。そういうことを全世界的に本当にできるのかという問題があります。

また、日本の農業者などだけが PIC/MAT の取得などをやって、済むものでもないと思われま。例えば提供国のほうも同じような問題が出てきて、そちらも農民がいるので、そういう発展途上国の農民の方々も自家採種などに先立って PIC/MAT の取得をやるのかという、問題が生じるものと思われま。そうしないとバランスがとれないと思います。その辺はどうするのかという問題が全世界的に生じると思います。

磯崎座長 その点は、寺田さんはいままで何度もいろんな場面で繰り返されていたところですので、ここの遵守がされていないという、そのときにどういう対応をするか。その際、いまのような種苗関係の分野で、特にこれも議事録が前のところで残っていますけれども、種苗法や UPOV のルールや制度とのすり合わせということも考えないといけないという形で整理がされていますので、そのような形で、この 15 条 2 項とのかかわりの際にも考慮する必要があるということを書いておけばいいのかなと思います。

小幡委員 いままでの議論に加えて、今もご発言があったのですが、遵守、不遵守、故意か故意でないかは別として、それを証明するのは、訴えたほうの役割だと思うんですね。裁判では、普通はそうです。「あなた、守っていませんよ」というときは、その人が証明する。そういう仕組み、もしくは、チェックポイント、国がどこかで調査するとしても、その権限がなければ拒否はできます。そういう仕組みもなしに、しっかりしたものをつくらないと、決して有効性は少ないですから、そういうことも踏まえて、遵守、不遵守というのは、非常に言葉は簡単なんですけれども、実行するとなると大変なことがあります。そういうことを抜きにして、単に遵守、不遵守だから、この次の措置はどうしましようというのは非常に時期尚早だと思います。現在は、やはり名古屋議定書、生物多様性条約を守りましようという啓発行動、啓発に力を入れておくべきです。守らないとこういう結果になりますよということをお伝えすることが大事であって、まだ、遵守、不遵守についてどういう措置をしましようというのは、全く手段もないわけですから、時期尚早だということを申し上げたいと思います。

外務省 いまの小幡委員のことは、先ほどの繰り返しになるのですが、遵守については、これ

は利用国である締約国の義務として、遵守のための措置をとるということは議定書上明確に書かれていますので、これは、締約国というか、提供者側だけの措置ということではなくて、利用者がいる締約国の義務としての措置を講じなければならないと。それは締約国の法律じゃない、我々利用国である側の措置として導入しないといけないと。それをいまでできないということになれば、いまは日本として名古屋議定書を締結するということが時期尚早だという結論になると思います。

あと、寺田委員のことについては、本当にできないようなことというのはできないということですので、ここはまさにそこで言っているような、均衡のとれた措置というのは、お互い、できる範囲内のことを、ほかの国が手が回らないようなことは我々もやらないということだと思いますので、どこまで求めることが、利用国である我が国政府として適当なのかということについて、しっかり現実可能な範囲の線を引くということについて議論をする、ということではないかというふうに思います。

小幡委員 私は、国内措置も含めて、利用国としての我が国も含めてお話ししたつもりです。ですから、我が国の政府なり、どこかがチェックをするときも、当該利用者が違反をしているかどうかというのは、その訴える人が証明すべきことであって、そういう方法がしっかり確立していないところで議論しても、なかなか話を進めるのは難しいのではないかということでもあります。

炭田委員 外務省さんに説明をお願いしたいのですが。生物多様性条約第 15 条 7 項に利益配分と MAT に関する条項があります。それを実施するための措置としては、立法上、行政上、または政策上の措置を取ることになっている。日本は新たな立法的措置をとることなく条約を批准しました。

名古屋議定書第 15 条 1 項の場合も、国内遵守のために立法上、行政上、または政策上の措置を取ることになっている。議定書を既に批准した 18 カ国は、私の理解では、議定書第 15 条 1 項を満足させるような立法上の措置をとることなく議定書を批准した。

外務省さんは議定書を批准するためには強い規制措置をとるべきだと考えておられるように聞こえるのですが、そのロジックはどこから来るのですか。なぜ、日本が立法上の措置をとらずに議定書を批准しておき、その後、状況を見ながら適切に必要な措置をとるといった段階的なアプローチを選ぶことができないのか。それはなぜなのか、というのが私の質問です。

外務省 ちょっと誤解を与える発言であれば、ちょっと私の説明の仕方が悪かったんですけども、15 条自体は、おっしゃるとおり、必ずしも立法上の強い措置がないとだめということは書いていないのであって、利用国である締約国の義務が満たされるような、ちゃんと実行可能な措置ということであれば、これは行政上の措置であってもいいと。ただ、そういった措置というのを導入するのが時期尚早で、この 15 条についての措置というのを、日本は導入することなく、それはほかの締約国の動向を見守った上で、後で対応すればいいということであれば、日本の場合は、ほかの国と違って、条約の批准に当たっては、各条ごとに、その条約というのがきちっと担保する措置が導入されているということ前提でしか締結しませんので、そこが十分説明可能なものでなければ、もしくは、何らかのこういう措置をしているので、この条は担保できませんということが説明できなければ、日本は批准しないと。

これは、必ずしもほかの国はそうではないわけで、国内措置と批准というのが連動していない国というのは確かにあって、そういう国が、国内法をつくる前に批准をしているという実態はあるんですけども、我が国はそういうやり方をとっていないということですので、日本が批准するためには、15 条

これは別に立法上の措置に係る必要はないんですけども についての何らかの、こういうことによって、15 条で、1 項、2 項、3 項で求められている措置というのを担保できますということを説明する措置を導入する必要があるということです。

炭田委員 すると、2005 年から経済産業省と JBA とが実施してきた自発的国内遵守措置である「ア

クセス手引」ですが、これは経済産業省の管轄下で実施しているわけですが、こういう経験を参考にして、日本政府全体が使う自発的ガイドラインが新たに策定されたとしたら、それは先ほど言われた行政上の措置と呼び得るのですか。

外務省 その判断を外務省がするという事は適当ではないと思いますけれども、ただ、条約と明確に違うのは、議定書の場合には、2項のような形で、不履行のときに対しても適切な措置を講じなければならないというふうになっておりますので、そこはちょっと、生物多様性条約の措置と、さらに一歩踏み込んだような措置を要求されている、というのが我々の理解でございます。

炭田委員 日本人はルール作りとなると厳しめに考える傾向がある。厳しめのルールを設定してそれをクリアするにすればリスク管理が容易になる、という考え方だと思います。しかし、これはしばしば自虐的なほど過剰規制になる傾向がある。

議定書第15条2項はParties shall take appropriate, effective and proportionate measuresとあり、均衡のとれた(proportionate)措置を取る、としている。第15条2項は同1項を受けているが、その1項は域外適用の考え方を示しており、Each Party shall take appropriate, effective and proportionate measures、つまり各締約国は国内遵守措置をとる、と規定している。これはどの国も提供国となると同時に利用国になる可能性があるからです。但し、途上国の中には、自国が国内遵守措置を取らねばいけないという義務への意識が薄い国が多いようにも見える。

これからが私の疑問のポイントなのですが、主権国家の間では、相互的に義務を果たし合うという条件が成立しないと域外適用の実施は極めて困難なのが実態である、と理解しています。

あるとき、弁護士さんに調べてもらいましたが、例えば、逃亡犯罪人引渡条約と逃亡犯罪人引渡法に関して、日本が条約を締結している相手国はアメリカと韓国だけである。

だから、名古屋議定書第15条にある域外適用の考え方に関して、世界のどの国も域外適用の義務をまだ受け入れていない状況で、日本だけが突出して厳しいルールを自らの国民に課す。それができないならば議定書は批准できない、という論理は飛躍のしすぎであると考えます。議定書第15条2項については、国際的な相場観を把握しつつ、日本のあるべき姿を考えるべきです。

磯崎座長 いまの点は、裸の形で、あるいは生の形で、域外適用というのは名古屋議定書は考えていないです。これも、さっきの中澤さんの説明にあったように、PICが法的に義務づけられている場合と、MATについて法的制約がある場合、その二つのことについて、先ほど炭田さんが触れていたようなJBAのガイドラインとかで書かれている、こういう形にしましょうという中身です。その中身自体は、生物多様性条約の15条でも書かれている中身なので、裸の形で国内法が域外適用されるのではなくて、CBDや名古屋議定書が書いてある制限的・制約的な形で、それをルールにしましょうということです。

いま、犯罪人の引き渡しや、刑法犯罪に関する場合の域外適用についての話があったのですが、そういう場合と状況がかなり違うということです。

それから、双務的でない、相互主義ではないというんですが、これも炭田さんが触れていたように、どの国も提供国となると同時に利用国になる可能性があります。名古屋議定書では、確かに提供国の義務づけているPICとかMATに関する内容が利用国で遵守されるという、片方から来ているんですけども、それぞれの国の立場が、提供国になったり利用国になったりということであれば、双務的な形にもなります。一般論とちょっと違う形で名古屋議定書、CBDは、おそらくなんですが、その辺の難しい話に陥らないように、現在の条文になっていると思います。

そのほか、15条2項、16条2項、あるいは1項とのかかわりで はい、小原さん。

小原委員 ちょっと、いま座長の最後のご発言で、全ての国が利用国になったり提供国になったりす

るとおっしゃるのは、理論的にはそうですけれども、もしそうだとしたら、名古屋議定書なんていうことは議論する必要はないように思うんですね、もともと。つまり、やっぱり提供する国があって、利用する国があるから、そこでベネフィット・シェアリングしようというのがもともとですから、それは皆さんが発展すれば、遠い先にはそういうことがあるかもしれないけど、ちょっとそれは違うと思います。

もう一つは、先ほどから、遵守に関しては、これは利用国がすべきだと。そのチェックに関しては、小幡委員から、提供国側がすべきじゃないかということに関して、いや、それは利用国の責任であるというふうに外務省さんはおっしゃったけれども、それをするためには、特殊に訴えられれば別ですけれども、前に議論がありましたけど、MATの中身を国が、あるいは、しかるべき機関が知ってないといけないということになりますよね。これに関しては、そこまでするのはいかがなものか、あるいは、企業にとっては、それは企業秘密であるから、それが公開される、あるいは、どこかに置かれるということは困るという議論があったと思うんですけれども、そうだとしたら、できないというふうになると思いますよ。そもそも遵守をするということ自身が、外務省さんがおっしゃるような担保としての意味でも、これは不可能だと私は思いますけども。そもそも。

それをもしするんだったら、これは国益を害する、あるいは企業の利益を害するということになってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

磯崎座長 いまの後半のところは、さっきから論点になっている MAT の中身についてどうするかで、それは炭田さんがさっき指摘をしたように、この委員会では、前回こういう意見が出ていたということ……。

小原委員 だから、それに基づけば、結局遵守を、利用国側の国の責任としてやることは不可能ですから、これはあくまでも民事の世界に入ってくるはずなので。

磯崎座長 ですから、MAT の話、そこまで含めるかどうかと、提供国の法令の話とを分けて、いま議論をしています。MAT のところは、小原さんがいまおっしゃったとおり、それから炭田さんも触れたし、前回のこの委員会でも、もう一度繰り返しますが、もし法律が MAT を制約している場合であっても、PIC が出されていれば、その合法性は既に提供国が判断をしているはずなので、それで担保されているのではないかというのが一つ。それからもう一つが、その契約は当然提供国の法令に合致している契約であって、その契約が、契約どおりに履行されているかどうかを考えるのは、18 条の話であったり、民事の話であって、そこまで含まなくていいというのがこの委員会では意見として出ていて、それは整理をされています。

ですから、論点は、どちらかという、提供国が、法律上、ある一定の制約をかけている、それに合った形で日本国内で利用がされているかどうかという、法律の話で、契約の話は外して考えてもらって結構です。

小原委員 それで担保できるんですか。

磯崎座長 はい。そこも既に小原さんがさっきから指摘しているように、それを考えるときには、この委員会の多数派となる意見として、提供国が、国内法令が具体的に定められていないとわからないじゃないか、というのが、その反論として出されていて、それはもう既に先ほどからで記録（議論）をされています。

もし何か、杉中さん、いまとの関連で追加があれば。

外務省 まさに先生がおっしゃったとおりでございます、私が最初に言ったのは、2 項とかでも、どこまでカバーするかというところを明確にする必要があるのではないのかということと、ただ、15 条につきましては、何らかの、我々として遵守をするための措置というのは、これは提供国の国内法令

とは独立した形でやる、これは別に法律である必要はなくて、行政上の措置でも構わないのですけれども、それは利用国である我が国が、利用国の立場としてやらなければならないことなので、そこを適切な措置を導入するというをきちんと説明できるということが、我が国が批准する大前提であるということとは強調させていただきます。

磯崎座長 ですから、論点がいくつか繰り返しになっているんですが、いまのようなことなのですが、そのほか、この(4)のほうで はい、炭田さん。

炭田委員 学術の方に申し上げたいのですが、議定書第15条1項というのは、途上国にとっても義務があるわけです。域外適用の考え方という言葉を使わせてもらいましたが……。

小原委員 はい。

炭田委員 但し、途上国の多くは、そういう義務に関する意識は非常に低いだろうと思います。先進国の学術サイドの方は、今後、いろいろな機会をつかまえて、「途上国にとっても義務がある」ことを途上国にも啓発していく必要があると思います。例えば、(遺伝資源保存機関のような)学術システムは国際的に円滑に利用できるようになっている。これらは主に先進国が作り上げ、維持し、研究に貢献している場合が多い。学術の世界では、途上国の研究者たちは国際的に開かれた学術用の遺伝資源を利用している。学術界では途上国は利用国である場合が多いから、利用国として議定書第15条を遵守する義務がある。これらを踏まえて、学術利用のための遺伝資源の円滑な国際移動について途上国の関係者を啓発する必要があるのではないか。

小幡委員 1点だけ、炭田さんのご発言で、途上国の学術と、こういうABSで話している人たちは違う人だ、違う人種だということをもまずご理解いただきたいと思います。学術の人たちは、私たちが考えているように、自由に使えるのが最も望ましいと思っています。例えば、私がいま議長をしているんですけども、Asian Network of Research Resource Centersという、18カ国の学術機関が集まっているリソースセンターの会議がございます。そこでは、生物多様性条約、名古屋議定書を遵守しつつ、学術に関する利用と発表は自由にしましょうという憲章までつくっています。ですから誤解のないように、学術の研究者と、こういうプロフィットを話している人たちは、違う人種であると。学術は、我々と共通した認識を持っているということもきちっと認識してください。

二村委員 いまのご意見についてなんですけども、学術の中にも、おそらく何種類かの人がいるのではないかというふうに思います。特に、資源国の中には、さっき炭田さんがおっしゃったように、自分たちが利用することについては、あまり責任感を持たずに、勝手に利用していて、外国の人たちが利用することにだけ非常に牙をむくような人が、一定数、間違いなくいます。ですので、一概に学術ということでもくってしまっているのかなというのは、いまのご意見に対する私の率直な感覚です。

それと、先ほどから、日本の企業が非常にコンプライアンスについて真面目であるというご意見が炭田さんから出ています。寺田委員のほうからは、大企業の場合は間違いなくそうだろうというご意見が出た上で、個人育種家の方なんかには、それについての意識がない方が多いと。これは私も賛成するところではありますが、その間にある、私どもの会社のような非常に規模の小さい、中小企業の中には、そういったものがあるということがわかっていながら、結局マーケットとしては国内のマーケットを中心に商品開発をしているということもあって、おそらく外国に、要するに資源国に、その違法性が伝わらないだろうということも前提に無視する人が、これもまた一定量いるわけですね。

これは残念な話なんですけども、ですから普及啓発がさらに必要だという意見もありでしょうけれども、普及啓発しても無視してくる人たちが、残念ながら、かなりいて、そのあたりも、やっぱり多少考えていかないと、外からの見え方は、大企業、中小企業、あまり関係ないところもきっとあると思う

ので、例えば日本国内にいる資源国の方が、どこかの国の資源を不法に利用しているということになれば、同じように取り上げられるということになると思いますので、そういう実態があるということを一つ申し上げておきたいというふうに思います。

小幡委員 いまの発言に補足ですけども、私も学術で、いま前半でおっしゃったことがあるというのは認識しております。したがって、こういう憲章とかでうたうことによって、啓発活動ということを広めていく必要があると思っているところであります。

磯崎座長 いまの論点ですが、これも炭田さんが何度も触れていたことなんですが、それから、何回か前に整理をしていたと思います。国内措置を具体的にどうかというときに絞って考えるべきことと、それから、例えば各業界が国際的に、または、条約や議定書の締約国会合や、関連する会合などを通じてアピールしていった、ある方向、または認識を高めていくという、そういう活動として必要な事柄、それから名古屋議定書の締約国会合の場で、ある一定の決議の採択などに向けて動くべき事柄になります。あるいは、いまの話ですと、ユネスコであったり、そのほかの学術的・科学的な、そういう分野の国際機関や枠組みのところで動かしていく事柄という、そこに関連してくると思います。この委員会でそこも整理はしていますが、それらを報告書の中で全く無視するというのではなくて、議定書や条約、あるいは国内措置、または ABS 全体について、より好ましいやり方というのを、並行してほかの場面でもやっていく必要があって、それは政府がやることもあるし、業界がやることもあるし、NGO がやることもあって、それぞれに、そういう形でしてほしいことという提言、それも報告書に入れましょうと合意をしていますので、ここでいま出たような論点も、その中に整理する形で取り入れたいと思います。

炭田委員 行政側の方に申し上げたいのですが、行政側が国民に「議定書はこういうルールだから、これを守りなさいね」という通達で終わったら、中・小・零細企業の中には、「死んでください」と宣告されたほどのショックを受ける場合が起こり得る。だから、行政側としては「こういう方法でやれば問題なく進みますよ」と言える方法を用意する必要がある。そういう手を打たないと、社会全体としては物事が回らないと思います。

これは二村委員が言われたことへの対応として必要です。また、寺田委員が言われたことへの対応として、行政側が国内の種苗法とか国際条約等の関連性を整理して、「こういう方法でやれば問題なく進みますよ」という方向性を示せば、相当の方が救済されるのではないのでしょうか。

寺田委員 それは助かりますけど、種苗法（や ITPGRFA）だけに沿って行けば、CBD や名古屋議定書による国内措置の規定は、無視していいなどとはならないのでしょうか。

炭田委員 とにかく、行政側は「遵守措置」を講じるのみならず、学術や産業と遵守措置が両立するような「支援措置」を講じる、という二つの要素を組み合わせて実施すべきだと思います。普及啓発は、遵守措置と支援措置のセットを用意して回していただきたいと思います。

経済産業省 北村委員から配付されているペーパーについて、一言コメントをさせていただきたいと思います。

1 番目の 2 パラに、特許と PIC/MAT のチェックを関連づけるような記述が見えております。これまで、この検討会におきまして、特許制度とチェックについては、関連させるべきではないというご意見が出ているということもありますし、あと、我々経済産業省としては、特許の制度につきましては、発明の新規性を審査するものでありまして、それを通じて技術の進歩を促進するというようなことを目指しておりますので、この PIC/MAT のチェックということにはなじまないというふうに考えておりますので、ここでご紹介させていただきたいと思います。

磯崎座長 そのほか、いまの(4)の ではよろしいでしょうか。

(なし)

磯崎座長 いま北村さんのペーパーに触られたのですが、これは何度も触れていたところなんですけれども、2.のすぐ上から 2行目のところです。二村さんからもさっき指摘がありましたけれども、そういう、一部存在するような個人や企業が違反をすると、それが日本全体として取り上げられる、あるいは、そのようにとられる、または、そうとりたがるという傾向があってと指摘されました。それに対する考慮で、もう一つ、ここにあるのが、誠実に日本国内で行動している利用者、と、そうでない利用者との間に、不利が そうでないほうが有利になってしまうということが書かれています。制度をつくって、それで疑わしいときに、その次、何もしなくてもいいけれども、やはり何かしたほうがいいたろうという理由づけとしては、先ほどの二村さんが触れたことと、それから、ここに書かれてあること、このほかもあるかもしれないんですが、今日2点出ています。

そうしましたら、 のほうで、17条、モニタリングとの関連でという、論点は実はほとんど似ているんですけれども、整理の仕方として、15条1項と2項、その関係で考えなければいけないことと、17条のモニタリングとの関係で考えなければいけないことというので、分かれています。ただ、内容的には両方非常に重なってきていますので、論点としてはかなり似てくると思うんですが、一応整理をする形で、このモニタリングとのかかわりの項目、これも右側の整理では分けていないので、一つの枠で黒丸が並んでいるのですが、ここ、17条との関連で見、いかがでしょうか。

炭田委員 まず、議定書第17条1(a)()の前提として、第17条1(a)()があります。1(a)()は「指定されたチェックポイントが適宜、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定および/または遺伝資源の利用についての関連情報を収集し又は受領する Designated checkpoints would collect or receive, as appropriate, relevant information related to PIC, to the source of genetic resource, to the establishment of MAT, and/or to the utilization of genetic resources, as appropriate」と規定している。まず、チェックポイントがすることには仮定法の would が使われており、義務を示す shall は使われていない。また collect or receive, as appropriate だから、収集するか、又は受領するかは加盟国の裁量に任されている。何に関する情報か、についても as appropriate があり、加盟国の裁量に任されている。また、()において、チェックポイントがどこから関連情報を収集/受領するか、については示されていない。

チェックポイントが何をやるのかは、加盟国が()の具体的な内容を決めない限り、明確にならない。()が明確にならなければ()の不遵守に関する議論を始めることが出来ない。日本の実態としては()について具体的なことが決まってないから、()を議論するための機がまだ熟していない。したがって、現時点では、()について議論するのは時期尚早と考えます。

磯崎座長 事務局のほうで、そこはどうですか。

ここは、これも先ほどから15条との関連で出ているのと似ている論点です。前段階のことがはっきりしないと次のことが考えられないという、そういう論点ですね。15条1項と15条2項との関係で、既に出ていた意見ですが、モニタリングとの関連でも、それと同じような意見があるということです。

もう一つのほうですが、情報の取得ということは、これまでモニタリングという項目、前回と前々回、ずっと議論してきた中で、何をどのようにモニタリングするのかということです。実はその議論は既にされています。どこか特定の時期や場所で、利用の場合だと途中段階ではなくてずっと最後のほうでとかの意見が出ています。そういうときに、それまでにどのような形で手続や取引をしてきているか、それを利用者の側から、一つは自発的に、もう一つが、何か疑念があったり、または問題があると指摘を

されたりという、そういう状態のときには追加情報を求めることができるという、そういうやり方も必要であるとの意見もありました。そのような議論をしてきています。その情報の提供というところに絞って、それがされなかったときという前提で、おそらくここの議論がされることになっているのだと思います。この右側の黒丸、あるいは白丸で出されている意見も、第1ラウンドでここを議論したときは、そういう趣旨で、情報提供が適切にされない、または、何度も繰り返しその情報提供を行わないというような、そのときにどうするかというので、この黒丸と白丸が整理をされています。

いま炭田さんから、もっと基本的なところで考え直しをすべきであるという論点が出ているのですが、そのほかで はい、小幡さん。

小幡委員 先ほど15条との関係でも申し上げたのですけれども、17条でもそうですけれども、特に17条は、海外からの情報ですね、日本の何がしかおかしいことをやっていると、そういう情報が来たときに、情報の正しさ、それから、訴えるなりしたときの、その証明は、訴える人がすべきであって、そういうことなしでは、情報の正しさを検証しないで、このまま国内の利用者に情報提供を求めるというのはあり得ない話です。その辺の手続きをしっかりとやるということが、要するに、謂われなき誤解とか、不適切な利用をしているんじゃないかとか、さまざまなことが来たときに、それをきちっと検証する能力を持っているところが国内の利用者に情報提供を求めないと、それはとんでもないことになります。ですから、しっかりその辺は議論をしてから、誰が検証すべきで 利用者が検証すべきでなくて、チェックする人、もしくは訴える人が検証すべきですが、その辺をしっかり書き込む、また、検討する必要があります。

磯崎座長 小幡さんが先ほども触れていたことなんです、訴えられたりという、紛争の最後のほうの段階だと、18条だったり、あるいは、法律の問題だと15条の3項が出てくる話になります。15条の2項の場合、それから、いまの17条の()の場合は、具体的にどこかが訴えてくるというところまではおそらく考えていないでしょう。それより手前の段階で遵守の確保というのでできるようにする場合です。もう最初から問題になったり、明らかにというのは、18条だったり、15条3項で対応すべき事柄であって、それより手前のところに制度をつくらうとしているのではないかと思います。

もちろん、国内措置で、最後のほうまで含める国内措置を日本はとるのだという徹底をしても、それはそれで構わないんです。そこまではなくて、もう少し手前のところで考える、あるいは、その手前のところで考えられる措置として、どんなものが考えられるか。それを考えるときに、特にこの委員会では、どういう方向でそれを考えればいいのかという、そこに焦点を絞っていただけたらと思います。

小幡委員 いまの先生の「手前での」という議論がよくわからないところで、具体的に、いろんな指導が来たときは、それは手前も後もなくて、具体的な行動とか、資料提供を求められるわけで、先生の言うことが、具体的にどうするのか、理解できませんでした。

磯崎座長 訴えられる場合は、おそらく、いまここで考えようとしている措置で解決はできないと思います。もう違反があるとして相手側が訴えてきた場合は、このシステムの中で解決されるというよりは、それだったら、18条または民事裁判を起こす。あるいは、相手国が国内法令に違反しているとして訴えるのであれば、その国が、その国の裁判所で、その日本の当事者を訴えるということだけで、それでしか解決できません。訴えるという話になってしまったら、そっちの話であって、ここは、そういう状態にならないようにするための措置が考えられないかということだと思います。

寺田委員 これまでも何回か聞いているのですが、義務として必要とされる情報は、名古屋議定書の第17条の4.のところに遵守の証明書の項目が書いてあるので、基本的にはこれの情報だと思うのです。これ以上の情報は、ボランティア的というか、要するに利用者のほうが、提供国からのクレーム

に対して、出したほうがいいと思ったときに出すぐらいの話であると考えます。義務的に必要とされるのは、17条の4の提供国からの情報のみということではないかと考えています。これ以上の情報のモニタリングは必要ないものと考えます。

炭田委員 そうですね。

寺田委員 この17条の4の情報については、利用者のほうが出すというよりは、提供者のほうが出すものと考えます。結局、名古屋議定書第17条4(f)などの項目ですよ、つまり、我々種苗業者の扱う植物育種であれば、その植物がどんな性質を持っているかとか何とかというようなことは、遺伝資源の提供者のほうが出してくれて、それをチェックポイントなり、クリアリングハウスなりが持っていて、それを興味をもたれた皆さんが見れるとなると思っています。我々利用者がこの情報に加えて出すのは、ある遺伝資源の子孫の証明というか、市販品種が出たときに、それは確かにこの遵守の証明書に記されている遺伝資源の子孫であるというようなことを加えれば、それで十分なのではないかと思うのです。それがITPGR-FAのSMTAでは、遺伝資源情報そのものは提供者のほうが出して、あと、利用者のほうの義務は、その子孫であるというようなことの証明をつけて、次の利用者に渡すということが義務になっていますので、こちらのCBDというか、名古屋議定書のほうも、同じようなことで十分なのではないか。それでバランスがとれるのではないかと私は思います。

磯崎座長 そこも、モニタリングの、前回、前々回のところで実は議論をしていて、何をモニタリングで、というところで既に議論をしたわけです。それに従わないときにどうしようかという話が今日の議題なのです。当然、これも17条4項のような、国際的に認識された認証として、提供国がPICに関する情報をクリアリングハウスに登録して、それが使えるのだということです。それから、その際、その17条4項以上の項目をつけ加えるかどうか、それは必要はないだろうということだったり、企業秘密、商業機密に類するような情報については、それを開示する必要はないはずだとか、という議論は実は既に終わっています。

そのような形の内容のときに、それに従わないというときにどうするのか。その従う、従わないというときに、これも既に議論をしていますが、単に自発的に情報を出すということだけなのか、それとも、ある一定の場面で情報提供することを求めるのかで違います。特に後者の場合のときには、その情報提供ということを行わないということ、それに対して何らかの措置が必要なのかどうかということになります。単に自発的に出すという場合だと、自発的に出さないことについて何かということが考えられないので、その場合だと、その先というのは出てこなくなります。

それともう一つが、小幡さんが触れていることとちょっと関連するのですが、何か批判をされたり、または、怪しいということが、一般的にさっきのように法律的にだったり、契約違反だったりという場合は、その解決プロセスがありますので、そうではない形で批判をされてしまったときに、何かそれに対して、個々にではなくて、日本政府がバックアップする必要があるとすれば、そのときには情報の提供を求めるというシステムが必要になってきます。その追加情報を求めたときにそれに従わないときにどうするか。従わなくてもそれでいいじゃないかというのものもあるかもしれません。

ですから、そういう、ある一定の時期に情報を出す必要がある、しかしそれを出さない、または、何らかの形で追加的に情報が必要であるというシステムの場合に、その追加情報を出さない。それを、1回だけではなくて、繰り返して出さないという、それを放置しておいていいかどうかという、論点はそこになります。

炭田委員 その議定書第17条1(a)()の話ですが、()が決まって()が決まる。()には、チェックポイントが適宜、収集または受領する関連情報を4件書いてあります。この4件は議定書第17条4

項に国際遵守証明書の内容として挙げられた情報と一致しています。そもそも、我々が議論している国内措置の対象国は議定書批准国であり、かつ議定書第 6 条 3 が規定する PIC 制度を国内制度として整備し、その PIC 情報を議定書第 14 条 2 が規定する ABS-CH に登録する国であるという前提に立っている。それならば、この第 17 条 1 (a) () の関連情報は ABS-CH を見れば出ているはずである。だから、日本のチェックポイント当局が ABS-CH を見ればわかる。それが、() にチェックポイントが「収集または受領する」という規定の「収集する」ことであると解釈することもできます。

もう一つ、第 17 条 1 (a) () について、遺伝資源の利用のモニタリングの観点から申し上げます。1 (a) () の第 2 文は、「チェックポイントは、遺伝資源の利用に関したものであり、又は、特に、研究、開発、技術革新、商業化前、商業化というあらゆる段階での関連情報に関するものであるべきである They (Checkpoints) should be relevant to the utilization of genetic resources, or to the collection of relevant information at, *inter alia*, any stage of research, development, innovation, pre-commercialization or commercialization」とあります。ここで注目すべきことは、チェックポイントに求められていることは should であり、shall ではありません。つまり、これは法的義務を課すものではない、ということです。現在の日本語仮訳では should と shall の区別できない訳語になっているので特に注意する必要があります。国連公用語英文版では明らかに should であり、shall ではありません。

COP10 での行政官レベルの交渉の最終局面ではこの条項の内容等で鋭く対立し、交渉は決裂しました。その後で、議長テキストにおいて shall を should に代える等々の、いわば創造的に曖昧な表現に変えられました。

結果として、この条項が示しているのは議定書はサプライチェーンの隅々まで情報をモニターすることを義務づけていない、ということです。

磯崎座長 いまの論点も実は前回議論がされていて、各段階それぞれごとに、というわけではなくて、ある最終的なというか、ある一定の最後のほうの段階でそれらはまとめてという形で前回議論がされてきています。この 17 条() 項の any stage から、それぞれの各段階ごとに、それぞれでモニタリングチェックをするという意見は、前回の段階では強くなかったです。

炭田委員 わかりました。

磯崎座長 そこはそういう形で整理をしてありますし、その形で行こうと思います。

吉田委員 いまの炭田委員のご意見に対して、私も、そのチェックポイントというものが、利用者に対して、「おい、こら」という、そういう厳しいものであってはいけないと思いますけれども、ただ、いまの炭田委員の解釈は、あまりにもチェックポイントの役割を弱め過ぎているんじゃないかなと。例えば、1 (a) () というのは、Check point must be effective and should have function relevant to implementation of this subparagraph (a). ということが書いてあって、やっぱりチェックポイントというものがきちっと機能しなくちゃいけないわけですから、そういった面で、情報が、出してくれと言っても来ない、それは、出てこない場合には、そこを強制する力がないんじゃないか、クリアリングハウスを見れば載っているんだから、というのは、それではチェックポイントの役割は果たせないのではないかなと思うんですね。

ですから、その 1 (a) () のところというのは、後ろのほうを見ると should というふうなことで、そう解釈されるかもしれませんが、やっぱり前半を見ると、チェックポイントはきちっと効果的で機能しなければいけないということが書いてありますので、やはりチェックポイントはそれなりに役割を果たせるような国内制度にするべきではないかなと思います。

外務省 炭田さんの意見に関しては、1 点ちょっと疑問がありますのは、先ほど二村委員とかからも

ありましたけれども、場合によっては、提供国側のクリアリングハウス・メカニズムに乗ってこないような形で日本で実際的に利用されているという事態が起こり得ることもありますので、そういうときというのは、可能性としてはあると思うので、必ず全てクリアリングハウス・メカニズムによって情報が来るというわけでもない。

あと、チェックポイントとの関係ですけれども、特に1(a)()というものの主語はEach Partyになっていますので、ここはshallというふうにかなり強い言い方をしていますので、特に不履行のときに適切な対応をするということについては、このチェックポイントの関連では、より強い要求があるのではないかなというふうに思いますので、そこについて議論をするということは必要かというふうに思います。

磯崎座長 内容的に、ですから、この上の と、論点としてはかなり似ていますね。どこまでやるのかということと、それに対して守られなかったとき、どんなところまでそれを行うのか。論点としては、ある程度効力を持つまでの措置をとるべきであるというのも片方にありますが、もう一方で、自発的にとどめる、あるいは、そうでない場合であっても、それに対して罰則的な措置、それに近いようなところまでは行く必要がないという意見が出ています。それ以外の事柄でもございましたら。

丸山委員 今日是一般論という形で議論されているような感じがするのですが、これは個別のケースによっても違って来るのではないかと思うんですね。どのような種類のものに業務がなるのかということ、それから、それぞれについてどの程度の業務量になるのかということ、どういふような対応がとれるか、どこまでが可能であるのか、実際に可能なものであるのかということも変わってくると思うんですが、ちょっと、すみません、私もそのあたりはどうもうまくイメージできないものから、ちょっと議論に乗り切れないんですけど、こういったことというのは、次回でやるということになるのですか。

磯崎座長 先ほどの寺田さんから言われていた種苗関係だったり、それから中小の業者だったりということと、それを考慮しなければいけないという意見は出ています。あるいは学術だったり、医薬だったりも出ています。丸山さんも、食品との関連で考慮すべきというような論点を出されているので、そういう趣旨でいいかと思うのですが。

丸山委員 いわゆる定性的にはいろいろ意見は出ていると思うのですが、実際にどのぐらいのボリュームになるのかというところが、まだ全然見えてこないところがあるので、やはりそういった種類の問題と、それから量の問題というのが、ある程度マトリックスで出てこないと見えてこない部分というものではないかと思っておりますので、そういうような議論ができる材料があったらいいなと思いました。

磯崎座長 それは、例えば日常的に取引されている外国のものを含むものの中では食品がものすごい多いという、そういう趣旨ですね。

丸山委員 というか、もしもそういった不履行の措置というものを摘発というか、調査しなければならなくなったときに、じゃ、一体、具体的にどういった種類のものが、どのぐらい出てくるのかと。いわゆる学術的なものから、企業秘密にかかわるものまで、いろんなものがあると思いますし、業界別にもいろいろ出てくると思うのですが、そういったものを、やはり種類と量という形をマトリックスできちんと整理した上で、じゃ、どこから手をつけなきゃいけないのか、そのためにはどういふシステムが必要なのか、どのぐらいお金がかかるのか、どのぐらい人がかかるのか、新しい組織が必要なのかという、私、そっちのほうを考えてしまうものですから、そうしたときに、これからそういう議論がされていくのか。それとも、いまこの場でそういう議論をしなければいけないのかということ、ちょっと確

認させていただきました。

磯崎座長 食品業界、あるいは日常的に取引されているもので、または、そのパターンとか、種類が非常にバラエティがあるとか、ということは、先ほどからのいくつかの業界だったり、分野だったりと同じように、考慮すべき事柄として入れておきたいと思います。

一方で、具体的にそれでどうするかという話だと、おそらくもう少し先の、この委員会の中か、もしかすると、この委員会の次の段階か、そこでも議論をしなければいけないところかと思います。

寺田委員 この話は、EU 案のデューデリジェンスの話だと思うのです。あれを読んでみてもわかると思うのですが、結局、詳細に全部モニタリングをやるというのではなくて、何か問題があったときに、それについて調査をやるといふうにとどめたいのだと思うのです。我々育種業界の話からすれば、この間から言っているように、掛け合わせすると、扇形にいろいろな子孫が出てくるので、それを網羅的に全部記録して、全部チェックポイントに出していたら、チェックポイントのほうも大変だと思いますし、一つの品種だけのそのような複雑な状態なので、いろいろな品種について各社が大量に出してきたらおそらくはすぐパンクすると思うのです。それはもう現実的に不可能ですから、何か問題があったときにどうにか対処するということになると思われま。そうした提供国からクレームが生じたときに、さっき言った 17 条()の情報のみでは、結局オリジナルの遺伝資源から最終的な商品化につながらないわけです。その新品種について特定の遺伝資源の利用の有無を明確化するためには、育種経過記録とか、生化学的分析データ等がどうしても必要です。それによって提供国に、これこれこういう育種経過をたどっているから、おたくのものは使っていませんよと説得するしかないと思うのです。ただ、この間言ったように、それは企業秘密なので、それを全部チェックポイントのほうにオープンにして、クリアリングハウスに全部上げるということはできないので、何か問題が起こったときにデューデリジェンスとしてやるということによろしいのではないかと思うのです。

磯崎座長 そうですね、それも、何をするのかというモニタリングのところでは既に出ている議論なので、それに合わせた形で、守られているか、いないかというのも、それを前提にして考えなければいけないということだろうと思います。

そのほか、この(4)のところはいかがでしょうか。

炭田委員 1点だけ説明させていただきます。第 17 条 1(a)()の第 2 文に、Each Party shall take appropriate, effective and proportionate measures to address situations of non-compliance とある。他の国がどういう措置を取るかということにも我々は関心を持つべきですね。他の国はどうあろうと、我が国はこうやって利用者に対して厳しくやるのだと一方的に決めつけずに、世界全体を見渡して、我が国のあり方もバランスのとれたものとするべきです。

藤井委員 前回お話しさせていただいたこととまた同じようなことになってしまうのかもしれませんが、やはりこの問題はいろいろ考えていると、私自身、きっちりとした考え方がなかなか出てこないんですけども、現実には我々がやっているふだんの業務から考えると、基本的に我々はきっちりやっていますので、必要な書類を出す。クリアリングハウスにも届けることになる。そういうことからして、例えば情報を要求されるケースって一体どういう場合なのだろうということを考えてみますと、例えば形式上、ある書類が必要なのに、たまたま出し忘れていた。でも、それはクリアリングハウスに見に行けばわかることなんですけども、我々のほうに出してほしいと言われたら、多分出します。

そういうことから考えると、ここで本当に問題になること、冒頭に出てきた話かもしれませんが、故意にやったような場合、どんなふうに対応したらいいのか、そもそも、情報を要求するような引き金になるようなことって何なんですか、ということなんです。例えば、日本国内、あるいは海

外でもいいのですが、常時パトロールする人が本当に必要なんですか。徹底的にやるのは、多分無理だと思いますし、要は言いたいことは、現実にやっぱりできないところって、正直言って、あると思うんですよね。100%対応するということは無理だと思いますので、現実的に、どこまでできるか、現実をちゃんと見た上で、このあたりと考えていかなきゃだめなんじゃないのかなというふうに感じているところです。

すみません、じゃ、どこまでかということに関して言うと、正直言って、まだアイデアがないというところです。

鈴木委員 前回も、カルチャーコレクションは、過去から事業を継続している状態の中で、海外の人が微生物を預けてきたり、海外の菌を日本で使いたい国内の利用者に対して、いま守れる最大のことは努力しているつもりであるというようなことを申し上げたのですが、いまここで議論しているのは、本当に厳しいチェックの仕方についてですけど、著作権についても同じようなことが言えて、例えば CD を買って、音楽を聴いていたとします。その CD を家に置いてきて、「あなた、この音楽をどこかでコピーしたんじゃないんですか」と言われたときに、証拠を出せと言われたときに、全部それをいつでもクリアできるようにしているかという、そうではなくて、いざというときにはそういう可能性もあるなら注意しておいたほうがいいということだろうと思います。同じように、取得した生物資源についても、自家使用は見えませんが、利益も生じていないはずで、ABS の対象となる使用をすれば、どこかで必ず成果を見せる、すなわち論文を発表する、特許を取る、など、そのようなときには必ず見せなければ何の価値も生まれてこないわけですから、そのときにどうするかを常に考えておけばいいのではないかと。

つまり、左右に動かすたびに一つ一つ全部どこかに記録するというのではなくて、もし移転の証拠が必要であれば、我々のようなコレクションを使っていただくというのも一つあるというふうに思います。

ですから、こういう生物資源の使い方は大きくは、二種類あって、一つは、パイの契約に基づいて相手から移転されて、それを企業で、自分のところで開発する、研究するという過程もありますけども、それは自家使用の範囲で、その後成果が出たとき初めてそこで、その材料のアクセスをちゃんと人に説明できる状態で取得をしたことを説明する必要が生じる。もう一つは、いまこちらでいろいろと話している学術利用のような場合です。研究のコミュニティでは、そこで、その生物を使って論文を出したりしたときには、必ずほかの人がそれに関心を持って追試をしたくなるとか、その由来を知りたくなるとかというようなときに対して、ちゃんと説明責任を持っていなければ論文は発表できないわけですから、必ずどこかでそういうチェックが入るわけですね。カルチャーコレクションを通じて生物材料を共有できる状態にしなければ、持っているのは自由ですけども、全くその価値を自分自身にもコミュニティにも、もう全然意味がない。

ですから、学術には移転を可能にした共有が不可欠で、それを担保しなければならない。例えば、前もちょっと申し上げたかもしれないですけど、いま現在、生物資源の国際移転には植物防疫法という管理の事例があります。その手続きを経ることによって、我々は、海外の微生物を堂々と使っているわけなんですけども、例えば旅行のときにもし持ってきてしまったら、もちろん合法的には研究成果の発表など、保有を公開するところまで至るような使い方はできませんから、そういうものを、日本に海外の植物病原菌が来ないようにできるかどうかという実際的な議論ではなくて、植物病原菌の場合はもっと実害が出るかもしれませんが、CBD-ABS の場合には、コミュニティがきちんとした手続きを必要性という環境をつくっていくようなことによって守る。ですから、論文を出すとか成果を公開するというよ

うなときに、資源の取得が合法的であるかを気にする、そういう目で見られるような社会が、多分、合法的に生物資源を移転し、使っていくのが常識というコミュニティをつくるようになるんじゃないかと思うのです。

磯崎座長 そこも、そうですね。前回、論点として出ていて、全てではなくて、どこかで。それから、おそらくもう一つが、それぞれのコミュニティで動いている取り組みを国内措置として活用することです。それもあっていい、あるいは、それが重要であるという意見も以前から出ていますので、いまの鈴木さんの発言のところは、そのような形でまとめておきたいと思います。

小幡委員 先ほど議論した、裁判まで行くのかどうかという話ですね。あと、座長がおっしゃった、チェックポイントが何をすべきかを考えることだということで、具体的なアイデアはまだないですけど、現実的にどういうことができるかというのをもう少し考えてみる必要があると思います。

1点、鈴木さんのとちょっと違うんですけど、我々も、年間3,000件以上に及ぶ研究材料を海外に出したりしています。海外からの寄託もあります。それで、なぜ裁判と申し上げたかという、やはり権利を持っている企業が、こういうリソース機関のカタログを全部サーベイしています。それで、突然、「この材料は我々の特許に侵害していますよ。72時間以内に返事ください」という手紙などが時々来ます。それには、「我々はそういう権利を侵しているつもりがないので、48時間以内に、私たちが何か悪いことをしたかちゃんと知らせない限り、私たちは行動を起こしません」と言うと、大体それでおしまいなんです。やはりそういう厳しい世界が、リサーチツールといいますか、いまは企業の持っているリサーチツールがたくさんありますから、それもどう使っていくかというのが非常に大きな問題です。そういうことも、さまざまな遺伝資源には想定されますので、先ほど申し上げたような、最終的な仲介裁判所だったり、仲介条項だったり、いろいろ議論もしているものですから、先生は最後のほうだとおっしゃられましたが、最後のほうまで考えてやっておかないと、何となくの漠然とした枠組みだけでは、リソースというのは権利が絡むものですから、なかなかうまくいかないこともあるので、申し上げた次第です。

磯崎座長 おそらく、そのような最後のほうまでかかわるようなときに、できれば支援をするような制度があってもいいという、これもいままで出されている意見ですので、改めてそこを確認していきたいと思います。

そのほか、(4)のところは……。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、かなり長く来ていますので、次は、提供国としての国内PICの話になりますので、その前にここで10分休憩をとりたいと思います。45分に再開いたします。

(午後3時32分 休憩)

(午後3時45分 再開)

磯崎座長 それでは再開いたします。

10ページの(5)、提供国としての国内PIC制度に関してです。

それでは、議論のポイントですが、事務局からお願いします。

辻田係長 (5)は、日本として提供国措置を実施すべきかどうかという話になります。これまでご議論いただいていたのは、日本は利用国としてどうすべきかという話でしたので、立場が180度逆になるということを念頭に置いていただければと思います。

利益配分に関しては、日本として主権的権利を行使していなくても、利用者と提供者の間で利益配分契約を結ぶことができ、それに基づいて利益配分を受けたり、行ったりすることができます。昨年度事

務局で行ったアンケート調査でも、日本人同士の例ではありますが、実際に利益配分契約を結び、その契約に基づいて利益配分を行ったという例もございました。

日本として主権的権利を行使する場合は、こうした国民でのやりとりに完全に委ねるのではなく、国としても、国内の遺伝資源の ABS にかかわっていくということになります。国内 PIC 制度は、アクセス時に国の許可、同意を求めるものになりますが、いくつかの国で例があるように、例えば、MAT の締結をその許可の条件とすることによって利益配分の実施を確保するという目的を持つというものであると考えています。

なお、議定書の第 6 条 3 では、国内 PIC 制度を導入すると決めた国に対して、主な内容として、手続の明確化を求めています。こうした規定があることから、第 6 条に基づく国内 PIC 制度は、アクセスを円滑にすることを本来の趣旨としていて、国内遺伝資源を保護する、囲い込むというようなことを主眼とするものではないということにご留意いただければと思います。

また、この関係で、西澤委員のご意見の二つ目「論点：(5) 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について」で、既存の法律でも保護できるものもある、例えば自然公園法が考えられるのではないかとというようなご意見をいただいておりますが、自然公園法は、すぐれた風景地の保護などを主な目的とするもので、利益配分に関する規定は、現在のところ全くなく、現状のままでは国内 PIC 制度にはなり得ないと考えておりますことを申し添えます。

これまでの国内 PIC 制度に関するご議論では、他国の実施事例も踏まえて、研究活動や産業活動の推進の観点から、いままでどおりフリーアクセスのままがよいというようなご意見が多数だったと考えておりますが、一方で、部分的でも国内 PIC 制度を導入すべきというようなご意見もいただきました。また、第 3 の選択肢として、PIC とは異なるが、国内遺伝資源であることの証明を出すような仕組みはどうかというようなご意見もありました。

今回は、国内 PIC 制度が必要かどうかについての追加的なご意見や、特に利益配分の確保という観点から、現在問題は生じていないか、もしくは、何らかの問題が将来生じる可能性はないかというようなことについて、ご意見をいただければと思います。

なお、内外差別に関しては、外務省さんによりますと、第 6 条自体は、ある提供国の外にいる人、その提供国とは違う国にいる人が、その提供国内の遺伝資源を取得しようとする際に PIC を出すべきかどうかということについて定めるものであって、その提供国内にいる人が、その提供国の遺伝資源を取得する際のことについてまで規定するものではない、ということでした。

国内 PIC 制度を導入する場合に内外差別を設定すること 日本人はフリーアクセスとして外国人が日本の遺伝資源を使いたいというときにだけ許可を求めるとような制度とすることについては、これまでのご議論では、他国との研究、産業活動における協力関係を阻害するものであり、あまり望ましくないというご意見をいただいておりますが、国内 PIC 制度を導入する場合に内外差別が必要かどうかというような観点からのご意見もあわせていただければと思います。また、その際には、ぜひ理由も添えていただければ幸いです。

磯崎座長 最後で触れられていた内外差別ですが、これは後半というか、ずっと後のほうで議論をしたいと思いますので、それより前の部分です。説明にありましたように、PIC それ自体はアクセスの規制管理です。名古屋議定書、CBD で考えられているときは、そのアクセス規制は、利益配分と連動してアクセス規制を行う、そういう種類のアクセス規制を考えているということです。関連して、自然公園法などでアクセス規制は確かにかかっているんですけども、自然公園法のアクセス規制は、利益配分を目的とする、あるいは、利益配分と連動するものとなっていないということで、現行法との関連の

説明が最初のほうでされていました。

それを前提として、したがって、利益配分と連動するアクセス規制というのを新たに名古屋議定書のもとで日本が導入する必要があるかどうか、というのが論点です。

既に、この資料 1、10 ページの下のほうからですが、論点がまとめられています。この黒丸の内容ですが、説明の途中でも指摘をされましたけれども、ここに載っていないような理由づけとか、載っていないような根拠で、国内 PIC 制度を導入する必要がある、あるいは、国内 PIC 制度を導入の必要がないという、新しい理由づけがあれば、ぜひそれを最初に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。ここについては、大体既に出てはいるかと思うのですが。

小幡委員 私、前回欠席したものですから、ここまで話が進むだろうということで、前回ペーパーを配らせていただきまして、また今回も配付させていただきました。学術の観点からいえば、国内 PIC は「百害あって一利なし」ということで、皆さんと共通するところが多いです。

我が国が、遺伝資源が乏しい国ではないと私は考えていますし、しかしながら、それを利用する企業、営利を生む企業がなければ、あまり守ってもしようがないことでありまして、企業における我が国の遺伝資源を利用して、利益を上げているということを調査する必要があると思います。この辺の意見はまだ出ていないと思われま。

仮に、PIC を導入するとしても、学術に関しては、それを除外とすべきでありますし、そういうことは、海外の提供国においても求めていることであるという趣旨のペーパーを入れさせていただきました。この辺も論点整理に入れていただければと思います。

磯崎座長 そうですね、この整理されている黒丸の中に必ずしも入っていない事柄がありますので、それは入れる形でまとめていきたいと思ひます。

吉田委員 私の文章が一つ入っているのですが、つけ加えて申し上げますと、この国内 PIC を設けるかどうかということについて、メリット、デメリットを考えて検討すべきだということはそのとおりだと思いますし、現段階で、特に学術に関して、こういった研究が人類にとっての利益をもたらすので、そういった制限がないほうがいいと。国内 PIC 制度は、現段階では必要ないということについては理解するものですが、この状況というものは、時代を経てだんだん変わっていく可能性がある。そこについても考えるべきだろうと思ひますし、それから、メリット、デメリットというものについても、人間にとってのメリット、デメリットだけではなくて、生物多様性そのものについてのメリット、デメリットということを考える必要があるというふうに思ひます。

つまり、将来的に、非営利、営利に限らず、その生物資源を採取するために、生物種、あるいは生態系に対して悪影響が出てくるというようなことが顕在化してくるような場合、そういった場合には、当然、その利用の制限というものについては考えなくては行けないし、周りの国がみんな国内 PIC をつくっていくというような状況になっていけば、日本においても国内 PIC 制度をつくっていくという必要性も出てくる。これは、だから、現時点で、この会議としてこう判断しますということと、さらに将来的に検討を続けるべきだということと、両方書いていただきたいと思ひます。

そういった面で、先ほど環境省からの説明の中で、自然公園法ですとか自然環境保全法の話も出ましたけれども、単に利益の配分ということが書いていないというだけではなくて、実際、動植物については、そのアクセスの制限があるわけですが、菌類ですとか原生生物にまで、自然公園法とか自然環境保全法などが及んでいるわけではありませんので、そういったことについても今後検討していく必要があると。

ということで、ちょっと、「百害あって一利なし」という小幡委員の言葉に強く反応してしまいました

たが、現段階で、こちらのつukらないほうが利益があるという判断があるということと、将来もそうだとすることはちょっと別の話だと思いますので、将来的にまだ必要があればつukることは検討すること、継続的な検討は必要だということ、この両方とも必要な、大事なことじゃないかなと思います。

辻田係長 いまの吉田委員からのご意見について、生物多様性そのものについてのメリット、デメリットを考えるべきということでしたが、お話を伺っていると、絶滅のおそれがあるような状態にある種を追い込まないようにという、どちらかという保護するようにという方向でのご意見と受けとめましたが、利益配分という文脈で必要というわけではなくて、希少種などを新たに増やさないようにという観点でのご意見ということでしょうか。

吉田委員 ちょっと私の説明不足だったところもありますが、この条約が議論されていく過程の中で、80年代の最初のころは、この利益配分というのは、人間に対しての利益配分とか、先住民に対しての利益配分でなくて、自然に対する利益配分だったのですね。国立公園の途上国の資金だとか、そういったことへの還元ということが最初だったのです。生物多様性へ利益配分があって、次に、それを利用してきた先住民への利益配分というのが2番目にあって、そして、この条約ができたときに、国の主権の権利にだんだん変わっていったということを見ると、この利益配分ということについても、生物多様性そのものへの利益配分ということも、この検討の中に含めるべきだと思います。

炭田委員 吉田委員のご意見ですが、名古屋議定書第9条：「保全及び持続可能な利用への貢献」に、「締約国は、遺伝資源の利用から生じる利益を生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に振り向けるよう、利用者及び提供者に奨励する」と明記しています。生物多様性を保全するために持続可能な利用をして、そこで利益が発生したらその一部を保全に回すというサイクルを循環させる、というコンセプトがある。これは条約に基づいた考え方だと思います。

ただし、歴史的には、1960年代ぐらいから、南北問題の解決のための財源探しとして鉱物資源等から利益を得ようという流れが別にあり、新国際経済秩序等の考え方も出された。1970年代に生まれた遺伝子工学が、1980年代には商業化に成功しバイオ・フィーバーの時代が来た。そうすると、鉱物資源だけでなく遺伝資源も財源になるのでないか、と考える人たちが出てきた。これが条約の交渉の過程で生物多様性の保全の流れとドッキングした。だから、条約における利益配分の条項の議論の裏には、初めから、どろどろとした動機がある。条約のアクセス規制をテコにして金銭的利益を得よう、という強い情念を持つ南の国の人たちがいるからです。その底流は非公式会合等々のいろいろな機会に現れます。

私は、日本の環境省は、利益配分条項に関しても生物多様性の保全という理念を踏まえるべきと考えます。ただし、現実の世界では条約の議論の背後には、美しい理念とどろどろとした現実が共存しているのが実態である、ということ念頭に置かれるべきです。

磯崎座長 いま、炭田さん、9条だけを言いましたが、9条は、民間ですね、提供者、利用者に求めるものです。議定書の第1条が、利益配分を通じて生物多様性の保全、それが目的という書き方をしていますので、議定書としては第1条も、それから生物多様性条約自身も第1条で同じことを書いています。そういう高い精神的な、その目的と、現実のどろどろした金銭的なやりとり、その両方で、この議定書、ABSは動いています。それ両方を見ながら、報告書をまとめるときにも、両方を忘れないようにまとめていけばいいのかなと思います。

この全体的にというので、いまの生物多様性のところへ必ず戻すようにとか、その保全につなげられるように、そのためにこそ国内PIC制度を考える必要があるとか、そういう項目が入っています。そのほかに何か追加で。

寺田委員 国内 PIC 制度というのが何を目的としているかということが、非常に大きな問題だと思うのです。レッドデータというか、絶滅危惧種を保護するというのであれば、この CBD や名古屋議定書の制度でやる必要はないと思うのです。もっと別の方法でやればいいのであって、以前から論議しているように、この CBD や名古屋議定書でやると、国産の野菜とか花とか、絶滅危惧のおそれが全くないようなものについての利益について管理していかなければならないわけですね。おそらくは第 6 回であったように、中国の大豆と日本の大豆を掛け合わせて新しい大豆をつくるかというようなことが世界中で行われるわけですけど、日本でそういった植物がつけられたときに、その提供国というのはどこになるのかという問題が生じてしまうわけです。非常にたくさんの起源が重複して出るのに、それを日本としては、日本で育種して変わってきたものだから、新しく生まれた新品種は日本の PIC だということになってくると、種苗業者としては、新品種をつくるたびに日本にも PIC の申請をしていかなければいけない可能性が生じるとか、手間暇が非常に沢山かかってくるということがあります。このことから現状では必要性はなく、未来のことを考えて、つくっていただくということは手間暇を考えるとやめてほしいということになると思うのですが、その辺のことも十分考慮していただきたいと思います。

磯崎座長 そのほか、どうでしょうか。

二村委員 以前、第 6 回のときに、外部委員というか、外部の専門家ということで明治大学の高倉先生がいらっしゃったときに、国内 PIC を導入すると、それによって、いままで、できるだけ海外の資源国、提供国の PIC を緩やかなものにしてしようという努力をしてきたのが、日本が国内 PIC をつくることによって影響を受けてしまうんじゃないかという懸念をおっしゃっていただけんですけども、これは一つの考え方だと思うんですけども、非常に厳しい国内 PIC をつくった場合に反発があるというのは十分考えられると思いますけれども、あまりないんじゃないかなというのが私の実感です。これも根拠のない実感ですので、それをもとに議論をするということになるとちょっと困るんですけども、多くの国がこれから国内 PIC をつくっていきこうという形になっていくと思うので、その中で、緩やかな、あまり面倒くさいのをつくってほしくないというお気持ちはよくわかりますけれども、何らかの形で国内 PIC を導入した上で、その緩やかなものを海外に紹介していくような形で、海外の生物資源を利用しやすくするのは一つの手なんじゃないかなというふうに思います。だからといって国内 PIC をつくれと言っているわけじゃないですけども、そういう考え方もあるんじゃないかと思います。

磯崎座長 標準的なものをつくってしまうというようなことですかね。

炭田委員 いまの意見は、端的には、つくれと言っておられるのですか。

二村委員 つくれと言っているわけじゃない。

炭田委員 そこを確認したかったのです。

二村委員 言いました、そういうふうに。

炭田委員 遺伝資源を利用しやすくするというつもりで国内 PIC 制度つくった国の例としてオーストラリアのことを申し上げます。オーストラリアは先進国として初めて国内 PIC 制度つくった。実際にオーストラリアに何回か行って調べました。彼らはボン・ガイドラインに基づいて、できるだけ研究開発をやりやすくするためにつくったと説明します。当事者である行政官の方々は誠実にそう思ってやったのでしょう。確かに、途上国の国内 PIC 制度と比較すれば、研究開発プロセスへの配慮はなされている。

しかし、我々の経験と他の情報を総合すると、実態としては、アクセスしにくいところがあり、できればそのような外国の遺伝資源は使いたくないな、というのが実感です。

オーストラリアにも正統的な理念と、遺伝資源をもとにして収入を得たいという欲望の両方が流れているのです。遺伝資源アクセスを行政の許認可制度とした途端に、利用者にとってアクセスしにくい

ものになる。さらに、資源国であるという意識からか、最近の国際会議ではオーストラリアはだんだんと途上国側に近い発言をする傾向があると感じられます。

仮に、緩やかな国内 PIC 制度を作って世界中の模範になりたいという理念から出発したとしても、現実はそのようには動かない。その逆のほうに動いていくのが実態です。

私は、現時点では日本は国内 PIC 制度を作るべきでないと考えます。将来のことは将来また考えればよい。現在はそういう段階ではない。アジアには生物多様性が豊かで国力の大きい国、例えばインドとか中国とかがある。彼らが将来どのような ABS 政策をとってくるかは予測はできないけれども、何が起ころうと、日本は生き延びられる選択肢を選ぶことになる。しかし、今、仮定の上に仮定を積んだ話はしないほうがいい。現段階では国内 PIC 制度はデメリットのほうが格段に高いから、作るべきではないと考えます。

磯崎座長 先ほど二村さんから出された意見と別の意見は、モデル国内法をつくるという意見です。議定書の中でも、モデル国内法というような話が出ています。これも締約国会合の場でいろんなひな型をつくっていくというときなんですが、積極的に日本政府にその種の会合で、好ましい方向のモデル法というのを提言するという、そういうこともおそらく必要としているのだらうと思います。

炭田委員 いまのモデル法のことについて、私からも意見を申し上げます。

EU がモデル ABS 国内法の策定という考え方を COP10 に至る交渉過程で執拗に主張しました。条約の全加盟国が合意できるモデル ABS 国内法をつくべきである。そのモデル ABS 国内法を前提にして利用国の遵守措置を設定するのであれば、遵守措置の議論をすることに合意できる、という提案でした。

最終的には、すでに国内法を持つ途上国がモデル ABS 国内法に強く反対したため、色々な経緯を経て、COP10 で現在のような曖昧な議定書で着地するに至った。

その後、何ら ABS 国内法もつくりずに議定書を批准している国が増えているが、仮にこのような状況が 10 年、15 年たっても続くようであれば、EU のモデル ABS 国内法の提案がまた浮上するかもしれない。そのような可能性を必ずしも排除できない。なぜなら、条約が発効してから現実には 20 年たつのに、条約加盟国の 70% ぐらいはまだ ABS 国内法をつくっていないのです。

もし、名古屋議定書でも同じことが起これば、議定書の締約国会議で磯崎先生が言われたようなモデル ABS 国内法という議論が出てくる可能性はあると思います。そういうときには、日本は当然、議論に参加するべきだと思いますが、いまは日本がモデル ABS 国内法を提案する段階ではないと考えます。

磯崎座長 よろしいでしょうか。

はい、鈴木さん。

鈴木委員 いろんな可能性というか、いろんな立場から見ると、国内法があるといいとか、ない方がいいとか、一概には言いにくいところなんですけれども、PIC というのは、要するに政府機関というか、政府の、いわゆる窓口での、そういうアクセスに対する許可を事前にとることということだとすると、日本が、海外と国内の両方の生物資源を見比べながら考えたときに、生物資源は、国際共同研究を想定すると、相手国の研究者の技量なり役割分担などを考えながらやっていくわけですが、例えば国内に

いま、日本の生物資源に対して海外の研究者がアクセスするのに制限はありませんが、PIC がすべてに優先するとなるとむしろ研究者同士の調整が見えなくなって、ある意味、政府の窓口を直行して、許可をもらったから俺は持っていくぞみたいな形で、海外研究者と現地、すなわち日本の研究コミュニティとの乖離が生じてしまうんじゃないかというような心配があります。

それで、さらには、PIC をとった上で、例えば我々のようなコレクションに菌を預けるとなると、国内資源に対してもその許可だとか権利の関係など、受け入れ審査がかなり難しくなるのではない

かと思えます。そういうような意味でいうと、先ほど小幡先生が言われたように、我々からすれば、より幅広い資源を対象に研究をしようとして、アジアの資源国の人たちと双方の資源を利用して一緒に研究をやっていく必要性があって向こうのモチベーションを上げるということで、むしろ向こうの資源利用の制約のハードルを下げるというような効果に関しては、せめて日本側にはできる限りないほうがいいんじゃないかというような感じがします。つまり、研究者同士の研究対象の材料の選定の際、実際の中身についての議論ではなくて、手続のほうに話が行ってしまうんじゃないかという感じの心配があります。

ただし、これも本当に一面だけですので、あっちから見て、また、こっちから見て、メリット、デメリット、いろんなケースが確かにあるんですけども、いま自分の一番近いところから見ると、相手国の研究者の顔が見えなくなるような制度になってしまうのではないかという、窓口のほうを見るようになってっちゃうんじゃないかという心配をちょっと感じます。

磯崎座長 そのほか、ないようでしたら、10 ページの一番下の小さい枠です。これは要するにいま BS を目的としている PIC 制度というのは日本ではないですが、それが現在なくて困らない、特になくても、いま問題がないという項目の整理がしてあります。つまり、ここの確認は、現在存在していないことで何か問題がある、だから作成する必要がある、とつながるか、そういう事柄はないので、いま慌ててつくらなくても、解決しなければいけない問題はない、というのがこの項目の整理です。

黒い丸、白い丸と一つずつありますが、ここで何か追加する項目があれば、これで尽くされているという理解でよろしいでしょうか。

小幡委員 どこかの段階で国内 PIC がないと、我が国の遺伝資源が、我が国でとられたという証明ができないのではないかという議論がありました。私どものところに、外国に提供するとき、原産地証明を求めてくる国があります。それは、経産省の管轄だと思うのですが、商工会議所でそれを発行するんですね。ですから、我が国の遺伝資源を証明できる方法というのは存在するわけで、そういう心配は必要ないということを加えさせていただきたいと思えます。

磯崎座長 要するに、国・政府の証明書でなくても、商工会議所の証明で足りるという。

小幡委員 商工会議所の証明書で通っております。

経済産業省 先ほど、経済産業省の原産地証明について言及があったんですけども、経産省が所管している原産地証明につきましては、工業製品のみを対象にしているということになりますので、今回の遺伝資源については自然資源ということになるので、対象外になるかというふうに考えております。

磯崎座長 この項目、現状で不都合があるかないかで、不都合はない、要するに、もしあれば発言いただきたいのは、不都合があるという事態が存在しているときは、それをここに書かないといけません、不都合が存在しているという観点での追加は必要ないと判断してよろしいですね。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、次のページで、これは 10 ページの全体の観点のところでも既に半分ぐらい出てきている項目です。遺伝資源の取得を妨げてしまう、それから国際競争力をそいでしまうという、デメリットがあるということですね。日本国内で、国内の遺伝資源の取得規制をかけると、こういうデメリットがある、というのが黒丸で並んでいます。ここも同じように、このほかに何か理由づけ、あるいは、この枠の中で忘れられているポイント、そういうのがありましたら発言をお願いします。

メリット、デメリットという観点でいくと、ここが一番デメリットをずっとまとめている欄になりますが、このデメリット欄はこれでよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、その次、ちょうど真ん中辺の広い枠です。この場合は、考え方の整理として、もし設ける場合は、ということです。設ける必要がない、あるいは、デメリットが多いとは書かれてきているのですが、もし設ける場合はどうなのかです。というので、ここは黒丸がたくさん並んでいます。ここの整理の仕方は、何となくこれまでのところと矛盾するように感じるのですが、もし設ける場合はどうなのかという、この委員会の性格として触れているように、方向づけをするということなので、もし万一そういう場合だったらどの方向で、という整理になります。

寺田委員 種苗の商取引に関する国内 PIC 制度ということで、先ほど言いましたけれども、結局、日本として遺伝資源というのは、定義として何なのかということが非常に問題になると思うのですね。さっき言ったレッドデータみたいな、非常に希少な生物種の、オリジナルな遺伝資源だけということであれば、比較的単純で済むのですけれども、全ての生物について、子孫も含んで延々と権利が続くということになってくると、野菜・花など色々なものが全部対象となってきて、手続が非常に煩雑になるということになってくると思うのです。そうした場合、日本で育種した場合は、それぞれの子孫について一々申請して PIC 等をとっていくというようなことをすべきなのか、或いはしなくていいものなのか、いまの段階では非常にわからないということが問題だと思います。

磯崎座長 黒丸の一番最後と重なっているという。

寺田委員 そうです。

磯崎座長 はい。ここですが、内外差別の話も入ってきていますが、行政経費がかかるということだったり、それから、私の権利ですね、プライベートな権利との間、特に財産権との間の調整が複雑になるだろうとか、という形で、問題となる事柄がずっと並んでいます。これらのほかで、あるいは、こういう方向だと可能性がある、というような意見とか、そのあたりはどうでしょうか。

吉田委員 内外差別のところについて、ちょっと IUCN の解説書の中からの情報提供ですけれども、「アクセスを決定する権限の行使について、提供国は「恣意的でない」「差別的でない」という条件に除外を自由に設け、特別な国益に関して PIC 基準を開発することができる」とありまして、「アクセス規則や手続により、国としての戦略重要事項である区域の遺伝資源を収集する許可を地域の利用者に認め、外国人利用者の許可を拒否することもできる」というふうに、これは、ですから全てに関してということではないと思いますけれども、その国としてどうしても守らなければいけないと考える地域については、そういうことはできるというふうに IUCN としては考えているということだと思います。

磯崎座長 ちょっと、内外差別の捉え方、内外差別の取り入れの仕方という話に入っていますけれども、いまのような解釈が可能である。これは外務省から出されている見解でもほとんど同じことが言われています。

いまの内外差別以外の点で、もし制度を取り入れるときに考えないといけないこと、という項目で、ほかに追加は、よろしいでしょうか。

炭田委員 そのこととは直接関係のない雑駁なことですが、11 ページの一番上の枠の黒ポツの下から 3 番目、藤井委員のご発言について質問があります。読んでいて頭にすっと入ってこなかったのも、何か文字が欠けているんじゃないかなと思っていて、「利用側としては」で始まる文章ですが、「国がルールを決めてそれに沿った運用がされることで適正な利用が保証されれば良い」と書いてありますが、この「国が」というのは、「提供国が」という意味かな、と思ったのですが、これでいいのですか。

藤井委員 ええ。日本が、いわば、こういうきっちりと議論してつくった制度、それに沿って企業がきっちりと社内の運用をしていけば、それは適切な、コンプライアンス上問題ないというふうに考えていいんじゃないでしょうかという、そういう趣旨だったと思います。

炭田委員 そうですね。「利用側としては」というのは企業等を想定しているのですね。

藤井委員 そういうことです。

炭田委員 はい、わかりました。

磯崎座長 そのほか、この真ん中の大きな枠は、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしたら、11 ページの一番下の枠です。これは中身が入っていないですけども、国内の遺伝資源で、生息域外コレクション、それから、生息域外はこういうのがあり、それから、生息域内というのは、先ほど出ていた自然保護に関連する法制度のもとで保全がされている、という項目です。特にこの中には項目が入っていないということはないでしょうか。西澤さんからの意見書にあったような意見ですかね。自然公園法とかでちゃんと守られているじゃないか、というような意見が書かれていたんですが、それをここへ入れるということですかね。

どうでしょう、事務局としては。

辻田係長 この枠は事務局から、国内 PIC 制度を考える前提として、国内の遺伝資源はいまどういう状況にあるのかというご説明を(第4回に)したことを踏まえて、置いているものになります。冒頭の説明でも申し上げましたように、国内 PIC 制度そのものは、国内遺伝資源の保護や囲い込みを主眼とするものではありませんが、そうした側面も含み得るということで、国内 PIC 制度は、本来は利益配分を主目的とするものではあるが、国内遺伝資源を守るという観点からも活用できるのではないかなというようにご意見があれば載せたいと思います。

磯崎座長 全体のところでも出ていたような気はするのですが、あるいは、これまでの経緯のところですね。生物多様性、あるいは生態系、自然、野生動植物というようなことで、生息域外で保存が図られているシステムだったり、制度だったり、それから生息域内で保全・保護が図られている、そういう制度だったりです。おそらく、この項目に書かれてあることについては、とりあえず、制度があります、ということは書きたいのでしょうね。

ですから、自然公園法だったり、あるいは、先ほどからも、鈴木さんからも NITE などでもどんな形でコレクションが、というような話がありますので、ある程度、現行法や現行の制度で対応ができていて、というのが片方の書き方ですね。もう一方が、不備があって、とても現行の制度では保全や保存が図られていない。図られていないというときは、だから ABS の PIC 制度が必要、につながるかどうかですけど、その方向に行くのかどうかということになるかと思います。

いまのような論点、観点で はい、吉田さん。

吉田委員 もし西澤委員のコメントのような形のものを入れられるのであれば、私、先ほど申し上げましたけども、生息域内での遺伝資源の保全というのは、現行法では不十分であるということは書いていただきたいなと思います。それは、分類群として保護の対象になっていないものもありますし、やっぱり山取りということを許してしまうと、貴重な湿原の池の中に微生物がいて、それを見つけてしまえば自然破壊になってしまうと同じことですから、やっぱり基本的にそういったものが自然公園とかで取られても、一旦コレクションに入って、そこから利用していくのであればいいですけども、それは制限されていないからということで勝手に山取りをされてしまうと、やはり大きな影響が出ると思いますので、そういった面で、コレクションのようなものを、保存を進める一方で、生息域内での保全というものについては、さらに法的な検討が求められるのではないかと思います。

磯崎座長 おそらく、ここはかなり一般論的な書き方になるかと思いますが、不十分であって、しかし、だから ABS、PIC 制度が必要とつなげるのには、また別の推論が必要です。ここについては、いま

吉田さんから指摘があったように、この見出し項目について現状が整理されていれば、それでいいのかなと思います。

そのほか、よろしいですか。この一番下の、現在空白のところは、

(はい)

磯崎座長 では、吉田さんの見解などを加えた形でお願いします。

次の上のページですが、伝統的知識に関連した論点になります。ここはいかがでしょうか。黒丸で、それからアイヌとの関係の話も既に議論をしてくれています。

この項目では、伝統的知識について何らかの対応をする必要性は低いというのが全体的なニュアンスなのですが、いかがでしょうか。

アイヌなどの、誰が先住民かということと、もう一つですが、これは漢方薬ですね、伝統的医薬との関連で、この委員会でも個別にテーマとして取り上げた内容ですが、これも対象にはならないだろうという形で整理がされています。

ここに何かほかの項目、ほかの意見というのを入れる必要があるかどうかですが、どうでしょうか。

(なし)

磯崎座長 その必要性の問題と、その次の項目は、ちょっと似ているんですけども、こちら側のほうは、現実的に難しいのではないかとということが挙げられています。定義の問題だったり、目に見えないというか、有体物でないということだったり、というのが論点として挙げられています。ここも、どうでしょう。そのほか何か論点として加えることがあるかどうかですが、これで尽くされていると考えてよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 それでは、伝統的知識です。議定書の条文ですと16条で、それから、その前のほうで12条でしたか、そのあたりで出てきたりしている項目ではありますが、伝統的知識については、それではこの二つの枠の形で整理をしておきます。

(5)の最後なんですけど、日本で取得された資源を証明する 先ほど小幡さんから既に、商工会議所が発行する証明書というようなのでカバーされているというの出されていますが、ここにかかわる意見だと思います。そのほか、この議論の背景は、PIC制度をやることで、国内での利用にブレーキや制約がかかるという話と、その反対側で、国外で正当なものであるということを証明する手段があるといいかもしれない、という、それで設定されている項目です。ここにいま四つ黒丸があるのですが、どうでしょうか。

小幡委員 補足ですけども、私が申し上げたのは、あくまでも外国に輸出するとき、または、共同研究をするときに、相手国の研究機関から求められるものであるということを申し上げておきたいと思えます。原産地証明は商工会議所で発行しています。所轄は、調べておきます。

磯崎座長 そのほか、ここはよろしいですか。

(はい)

磯崎座長 そうしたら、その次、(6)番です。これは「その他」として、最初から考えられていた事柄と、それから、途中で委員の方々から指摘があって、それで作られた項目と、両方が一緒に入っています。(6)について、それでは事務局から。

辻田係長 (6)では、としまして、利用者の方が自主的にとるべき対応を取り上げています。これまでには、遺伝資源の入手時にPIC取得やMAT設定について自身できちんと確認すること、といったご意見をいただいています。

では、適正な遺伝資源等の利用をどのように推進すべきかを取り上げており、これまでのご議論では、EU案にある信頼あるコレクションのような措置や、MATのひな型の作成を行うべきといったご意見をいただいています。では、利用者の方への普及啓発や相談窓口の設置、では、これら以外のご意見を扱っております。

これらの内容については、本日も含めて、これまでの議論、特に遵守措置についての議論の中でたびたびご意見をいただいておりますが、これまでとは異なる観点からのご意見や補足がございましたら、いただければと思います。

磯崎座長 はい、どうぞ。

炭田委員 第1回会合や今日の会合の初めあたりで申し上げましたが、現在の論点整理表では、普及啓発の優先順位が極めて低く扱われている。そのため、私は「普及啓発を行うことが国内遵守措置の第一歩であり、大前提である」と何度も申し上げました。したがって、論点整理表の1ページ目(1)「遵守に関する国内措置の基本的な考え方」という枠内に、普及啓発と支援措置に関する項目を設けて、それらの重要性を説明するべきです。

また、論点整理表の(6)「その他」(普及啓発)に関しては、この項目を「その他」から独立させ、論点整理表の然るべき場所に、普及啓発の欄を設けるべきと考えます。

論点整理表(6)「その他」とを整理する必要がある。「支援措置の重要性」に関する項目も必要です。その他についても内容を精査して、論点を分別整理すべきです。

論点整理表の枠組みをもう少し変えれば、報告書の論理展開が円滑に回ると考えます。

磯崎座長 特に、項目の一番後の「その他」のを、最初の「考え方」のところへ移す。これは前回、前々回でしたか、名古屋議定書前史という、生物多様性条約ができる前、でき、その後でボン・ガイドラインがあったり、名古屋議定書の交渉があつて、議定書が採択されてという、その間の遺伝資源やABSをめぐる流れを整理したほうが良いという発言があつて、それとも並行して、同じような順番になるということなので、「その他」のは前に行ったほうが良いということです。

中澤補佐 第1回検討会のときに、炭田委員から、普及啓発の重要性というご指摘があり、それに対して私が答えた記憶もしっかりございます。遵守に関する議論のところ、これまでJBAと経産省がやられてきたCBDでのABSの普及啓発、ボン・ガイドラインに対してJBAのガイドラインでこれまでいろいろとやられてきた重要性は十分理解しているというお話をさせていただきました。

先ほど、資料7についてのご指摘がございましたけども、資料7は資料6からのつながりがございまして、資料6の2のところ、検討会の進め方で、私どもから、検討会を設置してこういったことを中心にご議論いただきたいという項目をあらかじめ設定させていただいております。そこでは遵守を中心に行っているということで、資料7が遵守になってきています。

おそらくその基本的な考え方というのは、普及啓発以外にもいろいろなことがあるのではないかと思いますので、項目については、この論点整理表の整理の仕方を検討させていただきたいと思います。報告書の中では、前段のほうで重要な項目に位置づけていくことは、それはそれでまた、整理させていただきたいと思います。私どもとして、普及啓発の重要性は十分理解しているつもりですけれども、その整理の仕方は精査をさせていただきたいと思います。

磯崎座長 この論点整理表と、それから報告書の書き方という、両方で調整をしたいということですので、じゃ、その形でお願いいたします。

いま、この論点ですが、炭田さんから、場所の問題と、それからもう一つ、その上の利用の推進という、利用者自身が、ということが、この比較的大きな枠の中へまとめて書いてあるのですが、支援措置

になるものについては、ジャンルを別につくったほうがいいのではないかということの指摘をされました。

そのほかでいかがでしょうか。この「その他」、いまの、で、どちらかという、利用者が自発的にとっていき、それから、よりスムーズに実際の利用取引が動く、そのためには何をしたらいいのかという、そういう提言が挙がっています。ここに挙がっていないようなもの、あるいは、忘れていたというようなことがありましたらお願いいたします。

のところでは、さっきモデル法という、PICを定める法律の話ですが、の右側のところでは、契約のひな型ですね、MATのモデルについても書かれています。

浅間委員 まさしく、この普及啓発というものが非常に重要な位置づけをしているということ認識しております、私ども日本漢方生薬製剤協会も、JBAさんからのご指導をいただきながら、協会内に啓発をしてきたところではあるわけですが、実は、その啓発の内容というのが、非常に一般論の内容でして、この遺伝資源の利用というものの解釈が非常にまだ難しい部分がある中で、具体的なケースとして、こういうことをしてください、こういう場合はこういうことをしてくださいということが、やはり最後は非常にまだ言えない部分があります。この検討会を通じて、いくつか明らかになってきたことというのは、私どももあるのですが、おそらく、こういった状況というのは、各業界団体とか、皆様ごとで、個々に違うはずなんです。そういった部分では、どこまでだったらその遺伝資源の利用になるのかということが、やはりどこかで議論されないと、なかなか難しい部分があるということと、それからもう一つは、それをやるに当たっては、我々もいま私は一つの業界団体から出ていますが、関係する団体も当然ございますので、我々だけではやれない部分がありますから、そういった部分では支援をいただきたいというふうに感じています。

磯崎座長 そのほか、この部分でいかがでしょうか。

最後の は、 、 、 までで分類できなかった事柄が入っていますが、これを見ていただくと、今日、別のところで指摘された論点、それから、これまでに既に別の論点、観点から指摘がされていることも含まれています。ちょっと分類が難しく、ここに一緒くたに入っている感じですが、そのほかで、どこに分類されるかわからないけど、全体的にこういうことを言いたいというのがあれば、この最後に追加で入れることもできますが、いかがでしょうか。

(なし)

磯崎座長 いままでに出された意見や議論をしてきた中で、これは炭田さん中心に出されていたのですが、おそらく、重要な事柄が、各業界、それから、今日も途中で出ました、それぞれのコミュニティで行っている、そういう確認し正しく使うための仕組みがある、それらを活用することだったり、それから、それに関連して、いま浅間さんから指摘がありました。どこで、どんなことが行われていたり、何が役立つのかということについての支援であったり、それから、制度そのものや、問題状況に陥らないようにするための支援であったり、という、それらを国内措置で、国内措置の中身、それから国内措置が守られなかったらどうするかという議論までしています。そのときの支援という、それらを含めて、一緒に考えないといけないということが言われてきています。それを、先ほども説明がありましたように、この分類表の資料の中でどうするかも含めてなんですが、報告書の中では、それがわかるような形で取りまとめをしていきたいと考えます。

そのほか、この最後の「その他」のところ、いかがですか。

吉田委員 名古屋議定書と見比べながら、ちょっとこういうものが抜けているかなと思った点、二つですけれども、一つは、ベストプラクティスというものが、やっぱりこの議定書におけるプロセスとい

うのは、規制ばかりではなくて、この条約に基づいてベネフィット・シェアリングをやっている企業だとか、団体だとか、こういういいことをしているというものについては表彰をするとか、何かいい、プラスの面のインセンティブになるような、そういうものも必要なんじゃないかと思ひまして、そういったこともちょっと考えてはどうか。

それから、教育・普及についてはかなり炭田さんのほうでつけ加えて書かれていらっしゃるの、ほとんど尽くされてはいるかと思ひますけども、各業界の中で相談に乗れるような人がどこにもいるというような、そういう人材育成のような仕組みとか、そういったことも書き加えていったほうがいいんじゃないかなと思ひました。

磯崎座長 いまの前半ですが、13ページの、上の段で、黒丸の下から二つ目です。ベストプラクティスが入っているのですが、いま吉田さんが触れたのは、ベストプラクティスを表彰するような制度ということで、それは新しく追加ということにしたほうがいいですか。

吉田委員 そうですね。

磯崎座長 はい。ベストプラクティスを使うだけではなくて、ベストプラクティスを表彰するような制度。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうすると、これで資料1については、第2ラウンドについては、論点をこのような形で審議してきたということになります。

最初にも触れましたけれども、資料1の論点整理表ですが、今日出た意見、それをつけ加えて、事務局から、このような整理でいいかどうかの確認がまた行きます。それを受けて、この資料1の最終版を準備してもらうという手はずになるかと思ひます。それで、今日の議論を入れて、改定した資料1と、それから、ベースになるこれまでの議事録、それらから、次の第3ラウンドですが、報告書を作成というプロセスへ次回から移れるかと思ひます。

2) その他

磯崎座長 事務局から、今後のプロセスについてお願いいたします。

中澤補佐 いま座長のほうからご指摘ございました、この論点整理表について、二読が終わった段階です。次のステップとして、報告書をまとめていただけるということで、この進め方について、ご説明させていただきます。

次回、9月11日の第12回、その後、いま日程調整をしておりますけども、第13回、第14回の3回を年内に、概ね月一ぐらいのペースで開催して、報告書案の議論を進めていただきたいと思っております。

また、先ほども申しましたけれども、小原委員のほうからご指摘のあった議定書の意義についても、事務局案として第9回までにお出ししていた報告書素案の最初の「名古屋議定書について」の章で、「締結についての意義」についても記載しておりましたけども、改めてその部分をもとにしてご議論をいただきたいと思ひしているところでございます。

次回の資料でございますけれども、今回までにいただいたご意見を全て入れ込んだ形の最終版となる論点整理表と、第9回にお出しした報告書素案の項目をもとにして、論点整理表でのご議論を反映した内容を報告書素案としてご提示したいと思っております。

まず、項目立て（構成）についてご説明した上で、報告書素案の内容の議論という形で進めてまいりたいと思っています。

その後の議論を踏まえまして、今後月一ペースと先ほど申しましたけれども、報告書案が固まりましたら、パブリックコメントを実施します。これは初回から私どものほうからご説明させていただいておりますけれども、パブリックコメントを実施して、また、普及啓発の重要性を今日も何回かご指摘いただきましたが、パブリックコメントの実施期間中に、名古屋議定書ですとか報告書案について、検討会を直接聞くことができない地方にいる方も含めて説明をすることを考えているところです。そうした機会を通じまして、国内措置に関する意見交換も行いたいと思っております。パブリックコメントの実施にあわせてということになりますと、12月頃になるのではないかなと思っております。

パブリックコメント実施後の年明けを想定していますけれども、再度またこの検討会を開催して、最終的な取りまとめをお願いしたいと思っています。

また、従前からご説明しておりますけれども、報告書案の検討についても、論点整理表をご確認いただくのと同じように、直接ご自分の言葉で書きたいとの意見もございましたので、電子データを送付して、ご確認・ご意見をいただく手順も考えたいと思っています。

以上が、事務局のほうで考えております報告書の取りまとめ方です。

磯崎座長 いま説明がございましたような形で、今後の第3ラウンドの進め方を考えているところですが、この点に関して、委員の中で何か。

小原委員 報告書の性格が随分議論になったと思うんですが、これがどう使われていくかということと、どのくらい細かく具体的に書き込むのか。上手に哲学的に書ければいいんですけども、そう簡単ではないでしょうから、やはり書くべきところは書かざるを得ないかなと思うんですね。それをもとに、もちろんその後は政治判断になるのかもしれませんが、最大限尊重していただくということが前提だと思いますから、どのくらい具体的に書けるのか、書くのかということあたりは、ちょっと曖昧な聞き方で申し訳ありませんが、どうなんでしょうね。

これまでの座長のお話を聞いていると、かなり方向性だけみたいな言い方をされていたんですけど。

中澤補佐 報告書の性格でございますけど、これもこれまで何回か説明させていただいておりますが、環境省への報告となります。環境省で設置させていただいた検討会で、専門的な立場からご議論をいただいた中身を環境省にご報告いただくこととなります。

それから、どの程度書くかということですけども、これも事務局のほうからご説明させていただいたと思うのですが、基本は、論点整理表に書いてあるものをベースにして報告書をまとめていきます。ただし、大きな方向性、あり方についてお示しいただきたいというのが、事務局であり設置者である環境省からのお願いです。どの程度というのは、どのように説明していいのか、難しいのですが、念頭に置いていただければと思うのは、第9回に報告書素案という形でご提示させていただいたようなレベルを、いまの時点で、事務局としては想定しております。ただし、最終的に一致しない論点については、こういった意見があるといったものを取り上げることも考えられるのではないかと思います。

炭田委員 第9回の報告書素案を目の前に置いて見ているのですが、このような感じの報告書にしようというんですか。それとも、論点整理表のいろいろな意見をできるだけ忠実に反映したような報告書にしようとするのか。そこをもう一回ご説明をお願いします。

中澤補佐 基本は、論点整理表をベースにして報告書を取りまとめしていく進め方と思っています。

炭田委員 それでお願いがあります。この論点整理表はいろいろな意見が詰まって、相当に内容の重

たいものだと思います。今後、行政官レベルでの議論という段階に移ったときでも、これは役に立つものだと思います。そのために、この論点表の最終版をつられる際は、読みやすく、すっきりとなるように工夫されることをお願いします。枠の区切りの整理や字のサイズなど、今後、関係者が便利に使えるようによろしくをお願いします。

それから、報告書には論点整理表も添付されるのですね。また、報告書には意見書とか、参考資料とかも当然、含まれるわけですね。

中澤補佐 報告書の中身を補完するに必要な参考資料については、添付することを考えています。これまでいただいた意見書については、添付することで考えています。

炭田委員 それから、もう1点。第9回の報告書素案は「議定書採択の経緯」から始まっています。「経緯」は報告書の導入部として非常に重要だと考えます。既に磯崎先生が言われたように、条約の採択から始まり、その後ABSの議論が出てきて、ボン・ガイドラインをつくることを決め、数年かけて「ボン・ガイドライン」をつくった。我が国はそれを踏まえて、国内遵守措置としての「遺伝資源へのアクセス手引」を作成し誠実に実施してきました。その普及啓発の過程で、支援措置が必須であることも分かってきました。その後、ヨハネスブルク・サミットで「ABS国際的レジーム」の国際交渉が決まった後、8年にわたる泥沼の国際交渉であった後、名古屋議定書の採択に至りました。

ところが、第9回の報告書素案での「経緯」は、突如として「議定書採択」から始まっている。これでは、議定書の意味が議論できない。第9回の報告書素案の「経緯」は大幅に変え、条約の締結から現在に至るまでをカバーして、内容を充実させていただきたい。磯崎先生が言われたことの繰り返しですけど、念のためにもう一度お願いします。

中澤補佐 経緯の部分については、これまでも炭田委員のほうからも言われていますけど、せっかくできたこの本も参考にしながら、書かせていただきたいと思います。

磯崎座長 そのほか、いかがでしょうか。進め方について。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、事務局のほうには、いま出た意見を考慮した上で考えてもらえればと思います。

今日全体を振り返ってですが、何か、あるいは第2ラウンドを振り返って、ご意見がありましたら、どうでしょうか。

小原委員 外務省の杉中さんは帰られましたけど、小幡さんの質問とかに関連して、結局、最終的には、外務省、あるいは法制局を通すわけですね、条約に関しては。そのときに、国内措置として担保できるようなものが必要だというふうなことをかなり強くおっしゃって、そうすると、かちつとしたものにしておかないといけないというふうになってくるような気がするんですね。必要以上に。だから、そこが、報告書はもちろんそれでいいと思うんですが、その後、もちろん環境省で対応されて、最終的には、しかし、内閣での決定になるし、その前に法制局でのチェックが入りますよね。そこら辺のことは僕はちょっとよくわからないんですけども、磯崎先生がいつもおっしゃる、解釈の幅があって、私自身はその一番どっちかにしろと申し上げていますけれども、そのときの措置としての、それが担保できるかどうかということを今日しきりにおっしゃったので、それがちょっと気になるんですけども、これはどういうものなんでしょう。ここでいくら議論しても、ひっくり返される気がするんですけど。

磯崎座長 ですから、外務省の見解も含めて、これだけ幅のある中で、この委員会としては、どの辺をとりたいと、それを出せばいいわけです。

小原委員 その場合に、担保できるかどうかという議論が、今日結構あったので。

磯崎座長 ただ、その場合も、利用国の側で裁量の余地が、appropriate であるかどうかとか、それが入っています。その範囲内がどこであるかなので、ぎっちりした非常に厳しいものでなければいけないわけではないです。そういうものでなければいけないとは説明をしていませんでしたので。

ただ、その先は、この委員会で決定権があるわけではないので、逆に、そういう行政の中で、あるいは議員の中で議論をするときに、この委員会はこういう方向性を出しているという、それを説得性のあるものをここでまとめていく、そうするのが一番ではないかと思います。

炭田委員 これまでの 11 回の会合で私の頭に残っているのは、今後のプロセスを次のように理解しているのですが、間違っていたら言ってください。

まず、ここで報告書ができたら、検討会から環境省に提出する。環境省は、次に各省庁からなる作業部会でそれを踏まえて各省庁が議論をする。そういうことですか。

だから、文科省のご意見は……。

小原委員 いや、文科省じゃないです。

炭田委員 学術関係については文科省が作業部会で意見を言われる。そういうステップになるのですね。次は作業部会の中で議論するという理解でよろしいのですね。

亀澤課長 報告書をまとめていただいてから先の具体的な進め方とか、スケジュールまでは、細かくはまだ決めていないですけども、大まかに言えば、報告書をまとめていただいた上で、それをもとに各省とも協議をし、あるいは、関係する業界の方々からまたさらに補足的にご意見をお聞きするとか、さらに議論を深めていくというような作業を、各省を中心にしていきたいと、いまのところはそういう状況です。

ですから、報告書をまとめていただいて、すぐに法制局ということではなくて、各省でもんだ上で、制度的にどうしていくのかというような議論をさらに続けていきたいというふうに思っています。

磯崎座長 そのほか、いかがですか。よろしいですか。

(なし)

磯崎座長 それでは、関係省庁の方では、そのほか、ないですか。

(なし)

磯崎座長 環境省のほうからも個別には、いいですか。

(なし)

磯崎座長 それでは、6時までを予定していましたが、ちょっと早目に終わりました。ただ、次回からは第3ラウンドで、ある意味、この委員会の一番のまとめになりますので、いままで同様によろしくお願いたします。

それでは、事務局へお返しいたします。

中澤補佐 本日は大変ありがとうございました。

先ほど申しましたとおり、次回検討会は9月11日を予定しております。開催時間については追ってご連絡をさせていただきます。会場は、本日と同じ、環境省の第一会議室、この場所で開催します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

以上